

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

議員定数等に関する特別委員会会議録（2）			
日 時	平成18年 6月26日（月）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時10分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	松本委員長、北野副委員長、井川・菊地・小林・大畠・前田・ 横田・成田・佐々木（勝）・斉藤（陽）・秋山 各委員		
説明者	議案第29号 森井・大橋・高橋・佐藤 各議員 議案第30号 若見・新谷・古沢 各議員		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開会に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

6月15日の選挙において委員長に就任させていただきました松本でございます。

もとより微力ではありますが、北野副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力をいたす所存でございますので、委員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議員定数等に関する特別委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、菊地委員、成田委員を御指名いたします。

この際、お諮りいたします。

当委員会に付託されました議案第29号及び第30号につきましては、審査の必要から両議案の提出者である議員の皆様にご出席いただくことにいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、平成会、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

それでは、共産党から質疑を開始いたします。

北野委員

地方議員定数に関する見解について

それでは、最初に地方議員定数に関する我が党の見解を改めて述べて、提出者の見解を伺いたいと思っております。

地方議会というのは、言うまでもなく憲法で義務づけられている必置機関です。これを行政改革の対象にすること自体間違いなのだというのが、我が党の見解です。なぜ時の政府が市町村議会議員の定数を大幅に削減するのか。これは、地域住民と直接市町村議員というのは結びついており、住民の意向が強く反映される機関になっているから、時の政府にとっては邪魔な存在だからです。歴史を振り返れば明りょうであります。

1943年、昭和18年ですが、国会において地方議員定数が大幅に削減されました。時の政府は戦争の状況が当時思わしくなく、国を挙げて戦争体制をさらに確立するために、地方自治体も丸ごと戦争に組み込ませるためには、地方議会が時間をかけていろいろ議論をしていたら戦争に間に合わない。任命制であったり、自治体の首長がスムーズに戦争に協力できるよう、住民と一番結びついている地方議員を削減したわけであります。

歴史を振り返ることもなく、戦前のことはもとよりですが、現在でも市町村地方議会で政府に意見書を議決して送付することがたびたびで、小樽市議会においても、政府の各関係機関に意見書を送付していることは、日常的に行われているわけです。これらは時の政府の政策実行に反対することが非常に多いと、これは住民の意向が政府の政策決定と相反することが多いことを意味しているわけです。何よりも最近一番大きな問題になっている米軍基地再編の問題で、岩国基地の強化、厚木基地の空母艦載機の騒音問題、キャンプ座間に米軍司令部を本国から移転させる問題などは、党派を超えて沖縄ばかりでなく、本土の地方議会でも反対運動が起こっていることは、御承知のとおりであります。地方分権一括法で、都道府県の議員定数は、基本的には変更されませんでしたけれども、市町村は大幅に変更されました。削減されたわけですが、これは、先ほど述べたように、市町村議会というのは住民と結びついて、その住民の意向が正しく反映される機関になっていることが、大変邪魔な存在だということのあかしで

もあります。

分権一括法で地方議員の定数の上限を決めておいて、後は地方議会や公共団体が自主的に決めなさいと、こういうやり方というのは、条例定数制度ということには事実上ならないのではないかと。これは、実際には法定定数制度だというふうに私は考えるわけです。しかし、法律で決まった以上、法律に従うのは当然であります。これが法治国家として生きる我々のスタンスだということは明りょうです。我が党は、そのほかにも詳しくこれまでも質問等で申し上げてきていますから、我が党の見解は、提案者も十分御承知かと思いますが、公明党、平成会、それぞれ今述べた日本共産党の地方議員定数に関する見解をお聞かせいただきたい。

佐藤議員

従来からの主張だと思いますけれども、平成11年の地方分権一括法で変えられたことは、この本にも載っていますけれども、やはり問題がないわけではないのです。今まで上限、下限を決めて、それを一遍に上限だけ決めてしまったという中では、このままでいいのかどうかという、そういう考え方もあることはここで述べられております。私もそうかなと思います。むしろ、きちんと決めていただいた方が地方議会にとってはやりやすいのかなという感じはしますけれども、ここでどういう経緯をたどったのかは、私も国会議員ではないからわかりませんが、一応やはり法律として決められたという中では、地方議員の良識を重んじて、下限もどこまでいってもいいなんていうことはないだろうというふうに、やはり国会で決められたのではないかという思いがいたします。

大橋議員

どういうふうな形で地方議会があるべきかということについては、さまざまな考え方がありますが、我々もこれからはずっと地方議会はどうかあるべきかということを考えていかなければならないと、そういうふうには思っております。その点では、共産党と同様に我々も地方議員でありますから、これからはいろいろな部分で考えてい部分というのはあると思っています。ただ、現在いわゆる議員削減という形において、我々がしていく部分、それについては、従来から私どもが述べているとおりの理由を基に、私どもとしてはやっております。そんな中で、小樽市としましては、小樽市のあり方としていままでの議論経過をたどっている、そんなふうには思っております。

北野委員

なお続けて我が党の見解として、去年の春以降、小樽市議会の問題についてマスコミのさまざまな報道がされてきていました。私がとりわけこれからも議論するわけですが、北海道新聞が昨年12月21日付けの小樽版で、議員定数の削減に関して市民が望むのは、他市との比較や法律の解釈よりも、人口減や深刻な財政危機に陥る小樽市の実情を踏まえた上での定数議論が必要だと、こういう記事が出されたわけです。私は、今年の第1回定例会で、この部分を引用して、市民の名をかりて法律の解釈はどうでもいいと、こういう見解というのは、法治国家の日本のマスコミとしていかなものかということ是指摘をしてみました。だから、今日もマスコミの皆さんが取材されていますが、報道に当たっては、やはり後でも述べますが、憲法や地方自治法では法に反する条例はできないというふうになっておりますから、この辺はよく吟味をして報道していただきたいという見解を述べておきます。

そこで、ただいまの佐藤議員の答弁の中で、下限については決めていないけれども、しかし幾ら削ってもいいものではないと、どこかというお話がありました。これは今日ばかりではなくて、前回の定数の問題での議論のときも佐藤議員はそうおっしゃっていました。この問題については、後でまた議論したいと思っておりますが、最初に佐藤議員に伺いますが、3月の議会で臨調行革の文言を引用して、地方議員定数の問題について、ここから始まっていると。そして、大きな流れになったと、こういうことをおっしゃっています。それで、私も改めて行革の流れを調べてみました。1982年7月30日に基本答申としての臨調行革で第3次答申が出されていますが、ここで初めて地方行政の減量化、効率化の具体化の一つとして、地方議会の合理化が挙げられているわけです。これ以降、地方議会に対して、議員報酬の適正化と並んで議員定数の問題が取り上げられるようになって、そして最終答申に向けて、「地方議会の議員定数については、現在かなりの地方公共団体が、その自主的判断によって減数条例を制定し、

議員定数を減少させてきている。この努力は正当に評価されるべきであるが、なお一層簡素化を図るべきだ」ということで、例外規定であった減数条例が主流になっているけれども、もっと減らせと、こういうことを臨調行革で答申をするようになったわけですね。これがきっかけになって、議員定数を地方行革の柱の一つに位置づけている。小樽市もこれに倣って、行革の中で地方議員の定数の問題について触れているわけです。

それで、佐藤議員も引用されていましたが、改めて確認しますが、佐藤議員の議員定数を減らすという考え方の基調に臨調行革があることは佐藤議員が前回もおっしゃっていましたが、こういうことで理解してよしいかということですか。

佐藤議員

小樽市の歴史を見ますと、私のいなかった時代ですけども、かなり遠いころに自民党単独で40名の定員を36にしたことがあります。それと前後しまして、いわゆる日本の地方議会が、定数を削減していくという動きがずっと出てきました。上限40だけれども36とか34とかという意見もたくさん出てまいりまして、これはいわゆる一つの流れになってきているのだということで、その流れをとらえて臨調行革の中で、いわゆるこの定数の問題が話し合われてきたという中では、みずから私たちが始めたことでもあるのかなという感じがしますし、また一つの流れかなという感じもします。また、人口に応じたいわゆる議員数というのは、こういう時代になってきて、これ以降は必要になってきているのかなという感じが今していますから、私も最低限どこにするかという話がこれからまた聞かれるのでしょうかけれども、この辺のことは、非常に悩んでいるところでございます。

北野委員

佐藤議員が今言われた、自民党が中心になって、40であった小樽市議会議員を36に減らしたと。そのとき私は議員でいました。そのときに総務常任委員会に付託されて、こういう特別委員会の審議ではないのです。総務常任委員会で強行採決が図られたのです。このときは皆さんに資料をお渡ししています。これは、後でも紹介しますが、地方自治法の逐条解説です。これに旧法の議員定数も人口比に応じて載っています。これは296ページと297ページ、ここに載っています。これは旧法が載っているわけですが、この市町村議会の議員の定数ということで、第91条で人口に応じて議員数が決められているのです。これは、最高でも最低でもないのです。ここからここまでの人口の市は議員は何十人とか、そういうふうに分けられているのです。上も下もないのです。これ1本だけだったのです。ただ、第2項、「第1項の議員の定数は、条例で特にこれを減少することができる」と例外規定が設けられています。だから、この例外規定を使って、議員定数の削減が行われたということですか。

ところで、佐藤議員は、今述べたように臨調行革をそういう時の流れだから小樽市議会も議員の定数を削ったらどうかと、臨調行革でもこうやって言っているのではないかと、こういうお話をされていますが、しかしこれに対して政府の関係者の間からも強い批判があったことは御承知だと思うのです。特に旧自治省、現在の総務省ですね。旧自治省の時代の行政課長の中島忠能という方がおられます。この方は、いろいろな地方議会とか、地方議員にかかわって本を書いている方です。1983年10月、つまり先ほど引用した1982年7月から始まった臨調行革による地方議会の削減と、こういう流れに対して強い批判をしているわけです。彼は、こういうふうには言っているのです。1983年10月発行の「いま、地方議会は」という本が発行されています。彼が発行した本です。この中で、「地方自治が戦後35年の実績を踏まえて、さらに新しく民主的な飛躍をしようとしているときに、そしてその一端を地方議員が担っているときに、一定の先入観の下に地方議員の定数削減はよしと即断するのはいかなものだろうか」と言って、臨調行革を真っ向から批判しているのです。そして、「今、議論すべきことは、議員定数の削減ではなく、まずそれよりも議員が今日の地方行政、地方政治の現況の中で果たすべき役割は何か」と、そして「その役割を果たすために何が必要でなければならないか」と、こういう問題を提起しているのです。地方議会、地方議員の果たす役割というのは、地域の行政需要を的確に把握して、それを行政施策に反映させること。経済社会の発展とともに、ますます強大な権力を握ることになる首長の行政を監視して、専横に陥ることなく、首長が欲しいままに行くと、

こういうことに陥ることのないようチェックさせることだと、これが地方議員の重要な役割だということを積極的な建設的な方向で打ち出しているわけです。だから、佐藤議員は臨調行革のことだけ言われるけれども、それに当時政府の内部でも、これは今言った理由で、だめですという見解がちゃんと公になっているわけです。こういうことは、当然承知していたと思うのですが、私が今、改めて引用したそのくだりについて、佐藤議員並びに平成会の見解をお聞かせいただきたい。

佐藤議員

指名するのはちょっとやめてください。私どものだれが答えるかわからない。

(「いや、佐藤さんが臨調行革ということで、あなたがおっしゃったその部分だけ」と呼ぶ者あり)

それだったら、それだけには答えます。

当時はやはり大学の教授の中にもそういう話がありました。大多数の意見の中で、少数意見だと思いますけれども、そのようなことでいいのかどうかという形があって、大分議論されてきた経緯があるようでございます。ただ、当時の提示条件はどういう形だったかわかりませんが、なかなか地方議員の声がスムーズに通ることもなかったのかなという感じがします。そういう意味では、地方の、いわゆる国の方の議員も削減してもらいたいと思いますけれども、地方はやはり人口の上下がありますから、それに応じた人口数ということを考えていっていただきたいという、そういう指針の下に生まれたものであろうと、これは、法的に決まってしまうたら私たちはやはりやむを得ないので、それに従っていくしかないだろうと思います。

大橋議員

今おっしゃられていたことについては、私どももいろいろ本を読む中で、議会はこうあるべきだ、それから、議員定数を削減するという方向ではなくて、もっとチェックのきくものとして議会を充実させるべきだという御意見があるのは、重々承知しております。ただ、私は、いわゆる選挙、そういうようなのを通じて一般市民の方とお会いした時点で、そういう形での議会の充実を図るには、そういう御意見をお伺いする機会というのはほとんどございませんでした。やはり議員を減らして、もっとコンパクトな議会にし、コンパクトにすることによって議員個々の資質を高めるべきだという御意見ばかり拝聴してきました。これは、戦後ずっと長い間の議会制度、地方議会のあり方に対しての市民及び国民の議会というのは、そういう部分で十分に国民の期待にこたえるような動きをしてこなかったという痛烈な批判であるというふうに受け止めております。

北野委員

それらについては、また後で議論したいと思いますが、私は臨調行革とか、また、最近のはやりである規制緩和とか、こういうものが最近国民に何をもたらしているかということを考えて、地方議員定数の削減の問題を考えるべきではないかという立場から質問させていただきますが、臨調行革とか規制緩和のほころび、これが国民に痛みを押しつけるだけではなくて、資本主義制度そのものも侵すことになっていると。これは、ライブドアの問題に続いて、村上ファンドの破たんがもう明らかになっている。これに端を発して、日銀総裁の事実上のインサイダー取引というのも今国民の批判的になっている。特に国民がゼロ金利で苦しんでいるときに、日銀総裁が短期間に1,400万円ももうけたということはいかがかということは、昨日の民放のテレビ、田原総一郎さんが司会している、あの中でも専門家から相当厳しい批判が出ているわけです。そういうように時流に乗り、地方自治法にも反する地方議員定数削減というのはやはりやめて、法の範囲内で行うことが私は必要だというふうに考えるわけです。

そこで、その前提になっている、皆さんも百も御承知ですが、憲法第94条で、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」というふうになっています。それから、地方自治法ではこれを受けて、「普通公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる」。第2条第2項というのは、広範に自治体が行う事務を表しているのですが、こういう憲法や地方自治法でいう「法律の範囲内で条例を制定することができる」とか、「法

令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる」。これには異論はないですよ。改めて聞くまでもない、これはもう当然のことだと思います。

それで、今回、小樽市議会の議員定数の問題で一番問題になっているのは、地方自治法第 90 条あるいは第 91 条にかかわって、議員定数の解釈、これが大きな問題になっているわけでありまして。それで、共産党が資料要求していますが、各党にも 1 冊くらいはあると思うのですけれども、こういう新しい版ですね。「逐条地方自治法」、今回は長野士郎さんではなくて、松本英昭さんという方が中心になっていると。その中から第 90 条と第 91 条の関係部分を全部コピーしたものがこの資料です。それで、これに基づきながら伺っていきたいと思うのですが、まず、佐藤議員が答えるかどうかは別ですけれども、本会議で我が党の菊地議員の再質問にお答えになったのは佐藤議員です。その中で、あなたはそこにも持っていていらっしゃいますが、「新しい地方議会」というのを見せて、そしてこの中に書いてあるとか、あるいは自治法の解説書に書いてあるとか、そういう示しているものを見せていただきたい。私が全部読んだら書いていない。ですから、30 人切っても法律的に何の問題もない。ただ、いつも言っているように、あまり低くして議会が成り立たなくなってしまうとまずい。それ以外にきちんとやるべきであろうと。その下限数というのは、議員の常識ある範囲で皆さんで話し合っただけで決めていかなければならないだろうと、こうおっしゃって、再々質問に対する答弁では、下限がない、これが筋ではないかと。だから、下限がないから 28 にするのはだめだというのは共産党の方の考え、あなた方の筋であって、地方自治法の筋ではないと。だから、私が先ほど言ったように、そういう本があるのだったら、書いてあるならいいですよ。書いてあるならいいけれども、書いていないではないかと。こういう趣旨のことを答弁されているので伺いますが、第 90 条と第 91 条です。御承知のとおり第 90 条は都道府県議会議員で、第 91 条は市町村議会議員です。ただし、資料にありますように、逐条解説の中では、第 91 条で市町村議会議員の定数に係る基本的な見解は前条で示していると。つまり第 90 条で書いてあるから、そこを参考にしてほしいというふうにおっしゃっているの、それに合わせてこの条文を引用させていただいているのです。そこで、分権一括法で改正された地方自治法には、下限が決められていない。盛んに何回も繰り返していますけれども、これをもって、どうして地方自治法で言う、いわゆる人口区分の 1 ランク下位の議員定数の 28 人とするのが法に照らして正当なのかという説明をそれぞれしていただきたい。

佐藤議員

御存じのように、都道府県と市町村では違いますよね。都道府県は、どちらかという小選挙区制になっています。小樽は 4 人から 3 人、これは人口で区分されて減ってきているわけです。いわゆる市町村というのは、新しい地方自治法の下にこういう形になってきたというふうになっております。それで、示していただきたいというのは、例えば今現実的に、この間も同じものを示しましたけれども、10 万人から 20 万人の市が 28.5 と、当然 28 以下の市もたくさんあるわけです。そういう中で、私もずいぶんあっちこちに電話しました。そうすると、共産党も一緒に賛成していただきました。こんな話は共産党から出たことありませんというふうに言われております。それは、考え方としては小樽だけではないですか。北野委員を中心にして共産党市議団だけがそういう考え方をしているのかなという感じが私はしますけれども、やはり下限というのは、これは限られておりませんという意味です。

大橋議員

今の北野委員のお話を正確によく理解できない感じで聞いておりましたので、私どもの方は、今回の提案、そこにおいては、議員定数の人数についての、そこで何人にするということについては、各地方議会の条例で定めて、各地方議会が自主的に決めていくのだという、それが現在の法の趣旨であるという下に提案をしておりますので、その範囲で答えます。

北野委員

まず、佐藤議員がお答えになった共産党うんぬんのくだりがありますがけれども、森井議員がよくおっしゃる人口 10 万から 20 万未満の市議会でも、いわゆる私どもの言う 31 以上という選択肢ではなくて、28 でも構わないというこ

とで、多くのところがそうしている。およそ半分くらいと森井議員はおっしゃっていましたが、だから、私は佐藤議員と同じ議会を調べていたというふうには思っていませんけれども、ほとんど議論されないで決まっているところもあるようです。だから、小樽のように特別委員会をつくって時間をかけて議員定数の問題で議論をしているというところは、本当に少ないのです。ですから、私はほかの議会のそれがどうこうということは、ほかの地方議会のことですから、それは皆さんも同じだと思うので。問題は、私が提起しているのは、小樽市議会が定数削減に当たって憲法や地方自治法で言っている法令の範囲内のことなのかということをお樽市議会として自主的に検討をしていくべき性質のものだと。せっかくこういう議論をしているわけですから。だから森井議員がいろいろ調べられていますけれども、人口10万以上20万未満の市議会が28とか何かと決めている、そういうところがあるというけれども、私は、それは法の範囲を逸脱した決め方だというふうに思っています。そこが大きな問題になっていないから、そういうふうな結果としてなっているというだけであって、だからといって小樽市議会がいわゆる人口区分を割って決めるということが、果たしていいのかということにはならないわけで、小樽市議会として自主的に法令に照らしていいのかどうかということを検討しなければならないというふうに思うのです。

それで、まず地方自治法の逐条解説、以下逐条解説と言います。私がこれを引用するのはなぜかと言いますと、逐条にはありませんけれども、この前文に当たる序のところなのですが、ここに何て書いているかと言いますと、新しく地方分権一括法が制定された。そして、前回までの地方自治法、これの解釈については、長野士郎さんが地方自治法の逐条解説というので、これがバイブルになっていました。だから、地方自治法の議会というのは、学者やなんかいろいろ違った意見を展開していることはありましたけれども、しかしよって立つべきところは、この逐条解説だということで、この本も結局著者の松本英昭さんという方が、この方は自治省に入省して、地方債課長とか、行政課長とか、大臣官房審議官とか、こういうことをおやりになって、そして地方自治総合センター理事長、地方制度調査会専門小委員会委員長などをおやりになっている方で、地方議会について権威のある方です。それで、最後の方に「本書の執筆に当たっては、旧自治省、現総務省の関係者等多くの方々の御協力と御支援をいただいた」というふうに書いています。だから、前回の長野士郎さんが編さんしたものと同じように、地方自治法をどう解釈するかと意見が分かれた場合は、これに基づいて我々は解釈していかなければならないというふうに思うのです。各会派にもこれはあると思いますから、ごらんになって、こういう本の性質、性格だということをはっきり理解されていると思うので、提案者それぞれ、この本に対する見解、これをまずお聞かせいただきたい。

佐藤議員

私、読んだことありませんので、また帰って読みます。

大橋議員

特に見解はございません。

北野委員

私は、この本というのは今話したように、新しい分権一括法になって変わったところもありますから、それをどう解釈するかということについて、前回と同じように自治省の関係者が専門家の協力を得て書いたものです。だから、我々は、この本の解釈に基づいて地方自治法を理解していかなければ一致点がないわけですが、佐藤議員もよく勉強されているようですが、地方自治とか地方自治法をめぐるいろいろな本が出ていますけれども、知ってのとおり見解の違う学者もいるわけです。けれども、やはり政府の中心メンバーが解説書をつくったら、それに基づいて理解していくというのが当然だというふうに思うわけです。

そこで、この逐条解説に沿って伺っていきますが、まず資料のこの先ほど引用したところですが、その、まず最初に聞きたいのは、資料の295ページを見てください。ここの中で、第90条の解説があります。第90条というのは、先ほど話したとおりのことですから、ここでこういうふうに出てくるのです。地方公共団体が合併等で新設になった、それ以外は、人口区分に応じた上限数の範囲内で、条例により定数が定められていなければならない、次

のような場合は適宜、適切に条例改正を行う必要があるということで、要するに、そこに書いてあるとおり、小樽市が不幸にして人口が減って10万人を割った場合ですと、現行の定数32というのはうまくないと。だから、32のまま人口10万人を割って選挙をやったら、その選挙そのものが無効ですよと。だから、無効にならないように1ランク下位の人口区分というふうに、条例できちんと定数を決めて。人口減少により下位の人口区分に繰り下がることによりというくだりがあります。だから、これは下位の人口区分というのは、小樽のような都市より1ランク下だということは、人口5万人以上10万人未満のことを指しているのです。その次のところは、上限数は26になっているのです。だから、不幸にして小樽市が人口が10万人を切った場合には、小樽市議会は27から30の間で条例で議員定数を決めなければならないというのが、このくだりなのです。だから、佐藤議員がおっしゃる点は私も注目しているのです。上限はあるけれども、下限を決めていないのがおかしいと。だから、どんどん小さくなって議会が成り立たなくなったら困るから、ある程度常識の線で議員が範囲を決めて、合意してやるべきではないかと答弁されていますが、だから私はその議員の常識となれば意見がいろいろ違うから、確かに今回改正された分権一括法では、上限という文言は出てきます。しかし、下限という文言はないのです。それはあなた方がおっしゃるとおりです。けれども、この政府の関係者がつくった解説によれば、今話したとおりなのです。

人口の区分というのはランクがあるのです。だから、市町村議会の区分は、その資料にあるとおり、あるいは地方自治法そのものにあるとおり、市町村議員のランクでも人口区分というものは11ランクあるのです。だから、ここで言う下位の区分に繰り下がることにより従前の条例定数が繰り下がった後の人口区分に応じて定められる上限数を超えてしまう場合があると、その場合は選挙は無効ですよと。だから、必ず条例で定めて、人口が減ったら下位のランクの範囲で決めなさいというのが、政府自治省関係者の見解なのです。だから、私もここまで根拠は示していませんでしたけれども、こういう地方自治法の逐条解説を各党とも持っておられると思うから、中身としてはそれに依拠して今まで説明してきたのです。だから、この地方自治法に基づく人口区分について幾つか伺いたいと思うのですが、まずこの下位の区分というくだりがあることは、それぞれの人口区分によってランクがあるというふうに理解するし、その区分の範囲内において条例で定めるというふうに解釈するのが当然ではないかと思うのです。

提案者の見解をお聞かせください。

佐藤議員

これは、何を言っているのかわかりませんが、もしあなたの理論がそのとおりだとしたら、各自治体で、法令違反だったら提訴なり控訴なりされるだろうと。そういうことがない以上は、私たちは、今定めていることは何の問題もないということを使うしかない。これも今、急なことです。どう解釈するか、なかなかわかりません。わかりづらい話です。そういうことです。

大橋議員

今後、解釈があるというふうにおっしゃっていますけれども、現実に日本中で起きていることは、この解釈をそういうふうには解釈しないで、各自治体において議員定数削減問題が起きているのですし、それに対して、それは解釈が間違っているからとんでもないことが起きている、そういう世論はないというふうに思っております。

北野委員

ただいまの私の指摘に対して、他の人口10万から20万未満の市で多くの、多くというのは森井議員の表現によれば、半分ぐらいの地方議会で28にして、いわゆる私の言っている人口区分よりも下位のランクのところを決めているところがあるから何の問題もないからと、だから小樽が決めてもいいのではないかと、そこまで言っていないけれども、そういう答弁だと思うのです。しかし、私が冒頭述べましたように、そういうふうを決めているところは、ほとんど議論なく決まっているのです、佐藤議員もお調べになったと思いますけれども。だから、我が党議員がそれに賛成したかどうかは、私はピンからキリまでインターネットで調べたわけではありませんけれども、ほか

の都市は、この政府の権威ある方が編集して、地方議会がこれをバイブルにして、地方自治法の見解について理解を深めるようにというふうに指示している、そういうことに反すると。反するか反しないかは、議論もしないで決めていったというのが、多くは本州各地の議会だったと思いますから、そのことは、そのことで裁判を起こしたり、異議申立てが出ていないというだけの話であって、それは私どもは、ほかの自治体のことです。あえて内政干渉的なことは言いませんけれども、小樽市議会としては、今このことが自治法に抵触するのではないかというのが改めて提起されているわけですから、やはりよく吟味をするということが必要だというふうに思うのです。だから、小樽市議会が法令の解釈を正確にして、議会としても認識を一致させて決めれば、全国に私は模範的な市議会として紹介されるというふうに思うのです。だから聞いているわけです。ですから、佐藤議員が読んでいないというふうにおっしゃるけれども、私は実際には全部読んだと本会議で答弁されているから、地方自治法の解説も読んだ。どこにそれが書いてあるのだと、言葉悪く言えば、開き直りとも言えるような見解を菊地議員に述べられていたから、あえて聞いたわけです。そうしたら、読んでいないというから、それはちょっと答弁をずらすために、あえて読んでいないというふうにおっしゃっているのかなというふうには、私なりに理解しています。だから、ほかの都市のことはともかく、小樽で今、条例で決めようというときに、意見が大もとで違っているわけですから、その違いはなぜなのかということ突き合わせて、やはり憲法や地方自治法で言う法令の範囲内でしか条例は決められないとなっているわけです。これは皆さんもお認めになっているわけですから、そこで認識を一致させるということが必要だから、あえて聞いているわけです。

再度お答えいただきたい。

佐藤議員

私とその本を上から下まで読むなんていうことは、なかなかあり得ないです。ここにいる方だって、上から下まで読んだ人はなかなかいないのではないですか。

(発言する者あり)

いやいや、そんなのいろいろな本がありますからね。

それで、こういう中で、今読んだ中で、この短い時間の中でどう解釈するかというのは、ちょっといろいろな解釈の仕方があるのだらうなという感じが私はしまして、これがそうですね、ということは、北野委員には答えられません。ただ、最終的にこういう逐条解説と法とどっちが上かといったら、もう法が上に決まっているのです。ですから、法の中では今まで全く問題なく下限を決めてきて、各都市でやっているということが、これが実際現れた証拠ですから、ここ以上に、もし共産党がそういう考えだったら、各都市で、もう黙っていないでしょう。みんなあっちこっち手を挙げておかしいおかしいと弁護士を立ててやっているのではないですか。それが、ここしか出てこないし、もし定数が通って、その後におかしいということになったら、共産党の方で提訴していただければいい、そう思っています。

大橋議員

今の佐藤議員のおっしゃった範囲内で全く同じです。

北野委員

ほかの都市のことを盛んに引用されますが、それはさっきから話しているとおりです。私もインターネットで幾つか地方議員数が削減になったところを見ましたけれども、その反対討論なるものを見ました。すべてが我が党がしているわけではありません、いろいろな会派がありますので。けれども、そこでこの地方自治法の解説書に基づいて、これは人口区分に違反しているのではないかというような議論を開陳しているところはないのです。私は、数少ないところしか接続しなかったのですけれども、だから先ほど話したように、ほかの議会は小樽のように特別委員会をつくって、いろいろな角度から議論しているという市議会はないですから。だから、そこに議論が行き届いていないのかなというふうにも思う。だから、幸いなことに小樽市は、一番大事な法の解釈をめくって、佐藤議

員がおっしゃるとおり地方分権一括法になってから下限という表現がないから、だからいろいろ誤解も招いていると。だから、本当はきちんと下限も決めていた方が一番いいというふうにもおっしゃっているから、だから下限という文言がないの、私も読んで。ここに地方自治法がありますから、これを読めば下限なんていう表現はないのです。しかし、いわゆるここでは人口区分に応じてとか、区分に応じてというふうに書いてある。市町村の区分に応じて、その区分は何かといったら人口のランクということ。そこに法律そのものも逐条解説の中で触れていますけれども、小樽で言えば、人口10万人以上20万人未満の、その市議会に当たると。一つ下は、人口5万人以上10万人未満の市というふうになっているわけです。ですから、それを含めて市町村、第91条で人口ランクが11ランクあるのです。だから、人口が減って、人口ランクが一つ下がったら条例で決めなさいと。

だから、次に伺いますけれども、逐条解説の、資料の303ページを見ていただけますか。資料の303ページの冒頭からちょっとごらんいただきたいと思います。傍聴者の方もおられますから、ちょっと私が引用しますので、「市の議会の議員の定数に係る人口区分については、平成11年の地方分権一括法の改正により、従前の18区分が11区分へと大きくりされている。すなわち人口5万、15万、20万、30万、40万、50万を区切りとし、その後は20万ごとに区分することにより、全体で18区分であったものを都市に関する制度の区分を参考に、人口5万、これは市制施行です。それから10万、20万、特例市ですね、20万。30万中核市、50万指定都市を区切りとし、その後は人口を40万ごとに区分することにより11区分へと大きくりされたものである。これは、地方公共団体の自主性を高める観点から、あまり細かい人口区分を設定することは適当ではないと考えられたものである。また、後述するとおり、人口区分ごとの具体的な数として、法定定数制度の下における減数条例の制定条項を勘案した結果、法定定数より低い上限数が新たに設定されたが、その場合に人口区分を大きくりにした方が、細かな人口区分のまま上限数を設定する場合に比べて、主体的に決定できる範囲が広がることになることが考慮された」と。前は、下限も上限もないのです。小樽は40人、これしかないのですから、人口がずっと下がって、その下は今度36人とか30人とかとなっているだけで、旧法では選択のしようがなかったのです。ところが、今回そういうことでなくて、地方公共団体が自主的に選択できるその幅を広げた方がいいということで人口区分が設けられて、何回も言うように小樽の場合は、条例で定める場合は、31人から34人の間で自主的に条例を決めなさいと。これが、ここに言っているくだりです。この件に関しては、どうでしょうか。

佐藤議員

そこに書いてあるとおりです。自主的に決めなさいということなので、だから自主的に議員数というのは決められるという解釈です。

提出者を代表して答弁しているからいいでしょう。

北野委員

いいですか。平成会も同じ見解だというふうに理解して次に進みます。

この、自主的に、主体的に決定できる範囲が広がることになることも考慮されたと。だから、その前段も今私が引用しましたように、人口区分が旧法はこうだったけれども、新法ではこうなったというふうにわざわざ解説してあるのです。だから、先ほどのところに戻って、いわゆる第91条、ここの298ページ、ここで11段階、最高は96人までとなっているその区分が示されている。区分というのは人口区分ですから、小樽は何回も言うように人口10万人以上20万人未満の市だから34人と。しかし、その1ランク下というのは、人口5万人以上10万人未満の市で、最高の上限数は30人となっているから、だから31人から34人の間で自主的に決める。そういう範囲が広がったのですよということを行っているのです。ですから、前から我々が主張しているように、皆さん方が4,880人に議員は1人でいいとか、前は5,000人に1人でいいとか、いろいろ意見はあると思うのです。それはそれで意見を開陳することは、私は自由だと思うのです。そのことを条例で決めていくなれば、これは法律にかなっているかどうかということは今度問われなければならないのです。主張は主張で大いに結構だけれども、それが、そのまま法令に違反し

た条例にするということになったら問題だから、私は小樽市議会で、恐らく佐藤議員の言によれば、全国で初めて議論されているのではないかというふうに思うのです。だから、このことを問うているわけです。だから、今引用したことについて、自主的に選択しなければならないといういわゆる自治省の解説です。これの31人から34人の間は、人口が不幸にして10万人を割った場合には27人から30人の間で条例で決めなさいと。これが自主的に選択する条例。いずれにしても条例で決めなければならないのですから、そういうことを意味しているということを言っているのです。これが二つ目の見解です。だから、その前にもいろいろと解説してあるのですが、どこを引用したらいいのかな、市町村の場合をとりますね。だから、次に三つ目、この区分の問題で伺いますが、人口区分の上限数について、こういうくだりも続いてあるのです。人口2万人以上の町村及び5万人未満の市を26人、市については、人口区分が繰り上がるごとに人口区分の幅に応じてとあるのです。幅に応じて原則4人又は8人ずつ増加させる。町村については、人口区分が繰り下がるごとに原則4人ずつ減少させていると、こういうくだりもあるのです。だから、その人口区分の幅に応じてというふうに理解がなっているのです。ただし、佐藤議員が心配されるように、あまり減らして議会としても用をなさなくなったら困るから、それは常識の線でどこかで切らなければならないと、下限は決めなければならないというふうにはおっしゃっています。しかし、ずっと減っていった場合には、人口5,000人に1人なんて町村は言っていられないですよ、第91条は市町村ですから。それで、最小の人口区分は、人口2,000人未満の町村で、その上限数は12人としているのです。増減幅は原則として4人又は8人であるが、その例外として人口50万人以上をずっと書いているのです。そして最小の人口区分である人口2,000人未満の町村については、制度上、会議体として必要な人員を確保する必要があると。議案提出要件や修正動議の提出要件。以前は8分の1だったのが、今度これを機会に12分の1に改められました。だから、これらが考慮されて12人とされているのです。だから、この文言からいえば、どんなに少ないところでも、いわゆる修正案やなんかを提出する場合12分の1以上というふうに提出権がなっているわけですから、12人いなければならないと。これも町村の話の聞いたら、10人しているところある。だから、これも私は、ここまで明白に言って議会在り立たなくなったら困るし、提案権との関係で12分の1と決めたのだから、最小限というふうにはここにはないけれども、その意味としては、最小限12人だということなのです。だから、そういうことを考えれば、我が党がかねがね言っているとおり、いわゆる人口区分というのは、その区分の幅に応じて議員の定数というのは決めていかなければならないというふうに思うのです。この地方自治法の解説に従って見解はいかがでしょうか。

佐藤議員

まず、31から34にしなければいけないということは、どこにも書いてありません。地方自治法で、もしそういうことをうたうのなら、明確に書いてあるはずなのです。けれども、全く書いておりません。菊地議員に言ったのは、そのことを言ったわけですから。どこに書いてあるのですかという話をしているのです。それは、逐条解説の何かわけのわからない、ちょっと解釈のしづらいことは書いてありますけれども、これはゆっくりとまた解釈をしますから。

それから、町村議会で12名というのは、これは常任委員会をどう持てるかという話なのです。いわゆる理論的には、どう縮めても二つの常任委員会が必要だろうという中で、6人ずつで12人と、こういう形で、これが議論の最低のラインだと言っていますけれども、これは5人ずつでもできるわけですから、4人ずつでできるかどうかというのは問題ありますけれども、そういう意味では5人ずつというのが出てきたというので、それを違法だとは思っておりません。

(「平成会の方はどうですか」と呼ぶ者あり)

北野委員

私も、佐藤議員がおっしゃるとおり、地方自治法そのものを解釈すれば、私が見解は変わらないのですけれども、しかし今おっしゃるとおり、この地方自治法だけでは、理解が、解釈があちこちで違おうだろうということを想定し

て、先ほど来、引用している逐条解説を政府の方がちゃんと責任持って出しているわけですから、だから総務省の関係者が資料を出している。そして、この条項の解釈はこうですよということを出しているわけですから、それに従って、我々としても理解していかなければならないのではないかとこのように思うのです。私は、この法を素直に読めば、当初から28というのは人口区分に反するから、だから区分の範囲内。区分の範囲内ということはどういうことかと、区分にも幅があるのですから、その幅の中でしか自主的に選択できないというふうになる。だから、私はこれは国会では共産党は反対したけれども、公明党とか自民党は賛成してつくった法律ですよ。しかし、その解説の中では、これはちゃんと人口区分というのがあって、その区分の範囲で自主的に決める以外ないのだと。主体的に決めなさいということがうたわれているから、だからその自主的に決めるとか、主体的に決めるとかということをもって、その人口区分の問題をチャラにしまして、人口5万人以上10万人未満の市の議会の数に、下位のランクに決めるということは、法に抵触するという立場から伺っているわけです。

それで、私もちょっと困っているのですけれども、佐藤議員などが先ほどからおっしゃっているとおり、後でゆっくり読むというお話ですから、今日いくら議論をしてもそういう答えしかこないのであれば、今日はある程度早く終わって読んでいただいて、明日また議論せざるを得ないというふうに思うのです。それから次に、そういうふうに運びは考えていきたいと思えます。それまで読んでやれなんて、そんな乱暴なことは言えませんから。

だから、私の言いたいことは、結局地方自治法で下限という文言はなくても、人口区分に従ってというふうに、きちんと地方自治法には書かれているわけですから、その人口区分とは何かと。人口区分の構成についても、逐条解説で述べられているのです。人口が減れば4人減らすよとか、8人増やしていくとか、いろいろ書いています。だから、この人口区分というのをやはり法律に基づいてどう解釈するかということが問われているわけです。だから、私は前回のときも申し上げていますが、議員の数は小樽の場合、人口5,000人に1人がいいとか、あるいは12月の段階では4,880人に1人がいいとか、いろいろ意見はありました。それは、意見を持つのは私は自由だと思うのです、その理由を述べて。しかし、条例として定めるからには、やはりこの地方自治法に抵触するような決め方というのはできないわけですから、そこはお考えいただきたいというふうに言っているのです。だから、公明党なり平成会の森井議員なりの考えで提案説明だとか答弁の中で聞きましたから、そういう議員の数についての見解はいろいろあるのだなというふうには思えます。我が党は、地方分権一括法で、例外規定を準用して、その例外規定はもうどこでもやられているから、それに合わせて大幅に市町村の議員を削ったということについては意見がありますけれども、しかしそれは共産党の見解ですから。しかし、それぞれの見解があっても地方自治法として決まったわけですから、だから、決まったらそれに従わなければならない。違う条例はできないのだということ私には言っているわけです。しかし書いてあるものを持ってこいとか、いろいろなことをおっしゃられるから、あえて今日は引用する文献を示して考えていただきたいということをおっしゃったのですが、後でゆっくり読んでみるということだから、基本的にはこれ以上議論をしても明日以降にならざるを得ないのかなとも思うのです。

佐藤議員

一つは、逐条解説は政府が出したものではありません。これはもう個人が出したものです。いろいろな経歴の方がいるでしょう。ですから、大変な経歴の方が出したものだと思いますけれども、それがすべてだ、絶対だということもないということは考えておかなければいけない。また、この解釈のところをもう一回ゆっくり見ないとなかなかわかりづらい、非常にわかりづらいから、私も1回ぱっと見てわかるだけの頭はありませんから。

また、もう一つは、31から34が法令で決まっていると、法定定数で、

(「いや、そういう解釈をしなければならないということですよ。それは法律には書いていないですよ」と呼ぶ者あり)

でしょうね。ですから、こういう解釈の仕方というのは、たぶん100人いたら99人までができないのではないかと私は思っております。

北野委員

私は先ほど言ったように、この地方自治法というのは短い文言しかないのですよ。ここに解説は書いていないのです。しかし、先ほど来指摘をしているように、新しい法律ができた場合に、その解釈はどうあるべきかというのは、政府が責任を持って示さなければならないのです。これは、いわゆる省令・政令ということで出す場合もありますし、あるいは例えば普通、地方自治法の場合は、これまでも自治省の方々が集団で学者の検討もいただいて、こういう逐条解説というのを出してきているのです。ちょっと前までは長野士郎さんのものですよ。これを見て、条例をどう解釈したらいいのか、意見が違う場合はこれでやるということ。だから、地方自治関係者の間で、これはバイブルになって絶対的なものだということになっているのです。これにかわるものはないのです。だから、法律が変わるとき、学者の人とかは本やなんかいろいろ意見は出しますよ。けれども、それがいいというふうにはならないのです。法律と、それを解説した、これは政府の発行ではありません。しかし、これは旧自治省、今の総務省がやはり責任を持って各地方公共団体あるいは地方自治関係者にこの条例は、こういうふうに理解すべきだといって出しているものなのです。だから、私も、ここで言う解説が必ずしも我が党と一致しているわけではありません。例えば、皆さんにお配りした中にもあるけれども、地方議会の議員の数を大幅に削った根拠を特例でもって大体そうになっているから、その減数条例の実態に合わせて大幅に削ったと、そう理解すべきだと書いてあるのです。私は、そういう理解で削られたら住民の権利が侵されるから、そういう見解にはくみしません。しかし、だからといって、この法律とこの解釈をしているこれに沿って、この範囲で理解していくべきものだと、意見が違っても、だから、法律や解釈に基づいて見解を持つと。しかも、条例として定める場合は、なおさら法令に違反しないようにしなければならないわけですから、これは皆さんも当然そのとおりだということになるわけですから、私はこのことを強く指摘しているわけです。しかし、後でゆっくり読んでということですから、それは後で、明日でもいいですからよく読んでいただいた上で議論しなければならないと。佐藤議員がそのほかにいろいろ勉強されているようですから、そういうことも開陳していただければいいと思うのです。だから、私は、議員定数削減ということが出て、それは市民の皆さんの間にも、では28にしるとか、あるいは中には26という意見もあったようですが、いろいろ意見が飛び交っているのです。それは、市民の皆さんがあれですし、率直に言えば、道新の影響もあるのです。28説でずっとキャンペーンをやってきましたから、けれども、どういう考えを持とうと、いざ条例として定めるときは、やはり法令に違反する条例であってはならないと思います。明日は、私は本当を言うと市長の出席を求めて、市長の見解も聞こうかなと、行政機関の長だから。それぐらい今佐藤議員と、あるいは大橋議員とのやりとりを通じて考えているところです。だから、我々が28に仮にするのであれば、人口が不幸にして10万を割って、その割った時点で初めて選挙をやるといときは、27から30の間で条例として決めなければならないというふうには思います。しかし、それはまだずっと先のことです。残念ながら人口がだんだんと減っているという。我々はそういうことをよしとしないで、人口を増やすように頑張らなければならないと。やはり住民基本台帳の結果は、年々2,000人以上減っていているわけですから、だからその事実の上に立っても、まだ14万2,000人と14万を切っているわけではないから、だからそういうときに人口区分の10万以下、1ランク下の小さい人口の市の地方議員数に合わせるということは、法律上できないと。あなた方の説は説として、それはいいでしょうけれども。だから意見に違いがあっても、やはり法に従って、その範囲で決めざるを得ないということを申し上げているわけで、だからこれについては、12月議会から言ってきましたけれども、なかなかそうもならないと。しかも、12月と3月は、こう間伝えられていたように、決まらないだろうということもありましたから、あえて今日のように踏み込んできませんでしたけれども、しかし今回こう間伝えられる、決まるのではないかというような説もかなり有力だというふうに聞きますから、決めるのであれば、法令の範囲内でしかできないのですよということを改めて根拠を示して、私は主張しているわけです。だから、これはさっきから言っているとおりですから、明日またこの点についてはよく読んでいただいて、議論を展開して、何回も言うようですよけれども、地方自治法で解釈が違う場合は、

この逐条解説で、やはり意見を一致させていかなざるを得ないと。皆さんが5,000人に1人でいいとか、小樽の財政を考えたらそうだとおっしゃるから、それはそれとして説としてはいいと思うのです、大いに宣伝するのは。しかし、条例でうたうかどうかというようになったら話は違いますから、その辺はよく区別していただいて検討していただきたいということをお願いをしておきます。

今までの件について、何かありますか。

佐藤議員

いろいろな自説を訴えられていますが、私も、

(「自説でないのですよ」と呼ぶ者あり)

いやいや、私は、私のもあるし、北野委員は北野委員の、一生懸命探してきたのでしょうけれども、この辺は、まだ明日もありますので、ゆっくりとまた勉強させていただきます。

北野委員

自説ではなくて、これは探したのではなくて、12月からこれに基づいて私どもは一貫して言っているわけですから。だから、自民党の30という説が、これは1ランク下のことだから、うまくないということ見解は、私どもは12月から述べていますから、その点では一貫していますからね。だから、今ようやく探し当ててということではありませんから、その主張から言えばこれは一貫しています。そういう点が一つあるわけです。

これは明日私が提起した点について、もう一度皆さん提案者がこの逐条解説、私は第90条と第91条は関係のところ、それ以外のところは書いていませんから、そこは引用してお渡ししましたし、これは事務局に要求してつくってもらったものですから、事務局のこの本、これは我が党のですけれども、事務局の本に基づいて資料はお渡ししてありますから、よく吟味していただいて、明日またこの問題については、議論していきたいというふうに思うわけです。

続いて、財政問題で若干、明日もやりますけれども、明日は少し早めに終わらなければならないという理事会の合意もありますから、明日のことについても若干踏み込んで質問していきたいというふうに思うのですが、夕張市が残念なことにああいう結果になったという。それで、小樽市の場合、いわゆる赤字の予算は組んでいるけれども、まだそこまで至っていないと。しかも再建プラン、実施プランに基づいて再建の途上だということなのです。それで伺いますけれども、市税の見通しについてどういうふうにごらんになっているか、最初に提案者に伺いたいと思います。

そういうことは質問ですので答えません。質疑ではございません。

北野委員

提案者は、これは各会派代表者会議でも議論しましたけれども、小樽市議会の議員報酬の削減とか、その他いろいろありました。その中の一つに議員定数の問題があるわけです。だから、これは何回も申し上げているように、財政再建に関する小樽市議会検討会議という名称で始まったのです。その最後の検討事項が、この議員定数の問題なのです。だから、財政の問題について、これはよく当委員会でも議論して、そしてなぜこういう議員定数の問題を議論せざるを得なくなっているのか、ここのところを明らかにしていく必要があるというふうに思います。しかも、付託されている陳情について、財政問題のことを指していると思うのですが、過去の責任追及にうんぬんというくだりがあるのです。これは、恐らく財政問題のことですね。なぜ苦しくなったかということの原因と責任追及のことを陳情の趣旨は指していると思うのです。これは、皆さんも陳情をごらんになったとおりです。ここで、財政問題について質疑ではないから議論しないということなのでしょうか。

佐藤議員

一貫してやっていたけれども、私は今までずっと質疑に答えています。質問には答えないと初めからずっと言っていますから。私どもにそういう質問をされても困る。

北野委員

これは、どうすればいいのでいいのでしょうかね。理事者を呼んで理事者とやれということか。

(「またどうぞ」と呼ぶ者あり)

財政の問題で、例えば私も窓口に行きましたけれども、5月の末ぎりぎりに納付書が送付されて殺到したのです。年金から、ひどい人は10倍、かからなかった人が2万円とか3万円引かれるようになった。引かれるということで、税金を払えということになった。物すごい苦情です。間違いではないのかという声がまず。私は、市税の問題では、皆さん御承知のとおり財政再健推進プランの収支試算というのがありますよね、あの中で市税が18年度の予算をベースにして、ずっと19、20、21というふうに横並びでいっているのです、これだけ入りますよと。しかし、18年度の予算を見ますと、政府の税制改正による市民への負担が相当額に上っている。それで年金者が納付書を見てびっくりして、間違いではないのかと。今まで1万2,000円の方が8万幾らなのですから、多い人は。おかしいのではないかと、間違いではないかと来たけれども、そうではないと。老齢控除だとか、あるいは年金そのものが4月から下がるということもありますから、それと介護保険料の引上げです。こういうのが合わさって、物すごく引かれていっているのです。だから、そういうことを窓口にも、みんなも電話。電話だって通じないのですから、直接行って見ました。職員の方8人が物すごい対応ですよ。

だから、これは市民の方にそういう負担をかけて、市税が本来であればだんだん下がっていくのだけれども、これが横並びと。若干の増ということで見ていますけれども。だから、私はそういうことに提案者が、この3月議会で、それからその後の臨時会で専決処分にも賛成しているわけですから。だから、そういうことが市民の皆さんが困る実態にあるわけです。だから、私はこれからのこととしても、例えば石狩湾新港の背後地は未整備のところもあるし、整備されても売れていないところもあります。その固定資産税の増収についてどう図るかということも財政再建の中で出てこないから、このところも建設的に、企業が来やすいような方法を考えるべきではないかというふうに思っています。これは、明日やりますけれども。だから、この市税の見直しというのは、地方交付税と並んで、小樽の財政再建の2本柱といってもいいと思います。だから、ここがきちんとならないと、いわゆるここで我々が熱心に議論している、財政が苦しいから、いわゆる地方議員の数も減らしたらどうかとか、何人が適切とか、いろいろ議論の中でそもそも前提になっている話なのです。だから、森井議員の提案説明の中で、財政うんぬんという文言は使っていないですよ。だから、質疑ではないから答えられないということになれば、財政問題は議論にならないので、ちょっと私もいかがかなと、そういうふうに思うのですが、いかがでしょうね、提案者。

佐藤議員

議員として答える立場にありませんので、そういう話は理事者に聞いてください。

北野委員

提案者そのものの森井議員はいかがですか、指名するなということですがけれども、森井議員が代表して提案説明をしていますから。

森井議員

財政問題においては、当然、行政側とのやりとりにおいてすべき話合いですから、自分の方での提案の中に、その文言はお話のとおり一切出ておりませんので、答えたくてもしょうがないということです。

北野委員

財政問題についての、そういうことで提案の前提になっていることは、もう皆さん百も承知だけれども、文言がそうならないから、質疑ではないから、私はこれは一般質問のような質問だから、それには答えられてないと、こういうことだと思うのです。これがベースにある。だから、必要であれば、明日市長以下、関係理事者にも出席していただいて、どうするか、これは後で理事会で検討しますから、そういうことは、ひとつ考えておいていただきたいと思います。

それから、建設的な方向でやるということの一つでありますけれども、今後の小樽市をどういうふうにしていくかと、これは財政の再建と切り離せない問題なのです。石狩湾新港の背後地に、石狩町からあのときに編入された区域があるのです。未整備のところ、原野のままのところもまだありますし、だからここを石狩開発が企業が来ないからといって、そのままにしてあるのです。ところが、関係者の話を聞くと、新川寄り、いわゆる一番小樽寄りの方ですけども、ウォールマートが来るかどうかということで、ちょっと騒ぎになった、その少し小樽寄りですけども、あそこであれば検討にやぶさかでないという声もあるということね。だから、石狩開発は、未整備のところ、原野を造成してやれば今整備したところが、上の方が虫食いになるからと言って、小樽側の造成をしようとするのです。これが小樽に、あそこの地域に企業立地が促進されない、そういう理由にもなっている。だから、皆さんも当然小樽市の財政、特に歳入をどう増やしていったらいいかということではいろいろ考えられていると思うので、もしそういう抱負があれば、今後の問題だからお互いに建設的に大いに議論をしていきたいと思うので、見解があればお聞かせいただけませんか。我々も皆さんの要望を聞いて、そうであれば超党派でやらないかということもやっていきたいと思っていますから、いかがでしょうか。

佐藤議員

御存じのとおり私も石狩湾新港管理組合議会の議員ですから、いろいろな問題点を抱えております。考えていかなければならないことがたくさん出ていますけれども、この場ではそういう議論をしたくないし、そういうことはないと思っています。

大橋議員

石狩湾新港の開発について、今提案されていましたが、そういう議論、例えば代表質問でも私は札幌との合併を考えている市民がいるけれども、どうだという話もしましたし、そんなような部分につきましては、これからも市長に対して大いに議論を挑んでいきたいと思っています。

北野委員

我が党が、例えば増収を増やすのには、一つは小樽市負担でなく石狩開発の負担でやるべきだと。しかも、石狩開発が1回破たんして、いわゆる簡易水道も小樽側の赤字分5,000万円、これを石狩開発が払うからと言って、ここに参加してくれと言っているながら、石狩開発がこけたら、今度は北海道もぶん投げてしまって、その不足分は小樽市に払えなんていう、こういうことで小樽市の負担に今なっているということは、当初と全然違う。だから、石狩湾新港管理組合の負担金とは別枠で、背後地の簡易水道の赤字分は、小樽市が今負担して帳じりを合わせていると、こういうこともあるわけですから。そうすると赤字を消すにはどうしたらいいかということになれば、背後地の造成をちゃんとやってもらって、そして売れるところからどんどん売って、そして固定資産税等の収入を上げると。場合によっては、法人市民税の法人税割も入れていただければ文句ないというふう思うわけです。そういうことで増収を図るということも財政再建の中で、市民にばかり負担をかけないで、何でも市民に払え払えと、こういうやり方でなくて、もっと積極的に、建設的に増収の方法を検討するということが必要なのです。

ところが、再建プランの中でそういうのが出てこないのですから、これは全くおかしな話で、何でも市役所の職員の給料を削り、職員数を減らして、市民に負担をかければ何とかなる。ならないですよ、こんなこと、財政再建というのは。だから、私どもは、そういう点で現実に展開されていることとあわせて行ったらいいかというふうに言っているのです。

これは、また明日やりたいと思いますが、とりあえず残念ですけども、まだお読みになっていないということですから、今晚お読みいただいて、明日またこの地方自治法第90条、第91条の解釈、なにかなく定数削減の問題について、人口区分この範囲内という問題について意見の一致を図って、法に反しないそういう条例を決めるのであれば、決めざるを得ないというふう思う。この点でしっかり議論していきたいと思っていますので、そのことを強く要望して私の質問は終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

議員定数と議員報酬について

横田委員

議員定数と、それから報酬に関する問題ということです。御案内のように我が党は公表しておりますが、今回提案をせずに、4 減案に賛成するという方向で党内の意思が固まったわけでありまして。いろいろ御批判もありました。遅かったという御意見も率直に受け止めて、最終的には党内が一つになって適正な議論ができたのかなという気はしております。定数に関しては、そういうことありますから、提案者の方々にこれ以上質問することはありません。

報酬に関して、共産党に何点が尋ねたいと思いますので、よろしくお願いたします。議案第30号の提案説明を読ませていただいたというか、聞かせていただきました。その中で、共産党としては、今、北野議員の議論がございましたが、定数を削減するよりは、報酬を削減して市民の声にこたえようという、こういう内容でしたが、大体それでよろしいですか。

古沢議員

そのように受け止めていただいてよろしいです。

横田委員

そうしますと、やはり定数のお話もされているわけですから、若干定数に関しても聞きたいと思うのですが、それはお答えいただけるのでしょうか。

(「どうぞ」と呼ぶ者あり)

ただいまる北野委員の方から、議員定数は人口区分によって決められているのだと。だから、それに当然従うというか、考慮しなければならないというお話でしたが、北野委員は人口区分というそのくくりの中でおっしゃいましたけれども、私はちょっとさらに聞きますけれども、10万から20万というその区分の中を見ますと、その中でも当然人口に応じた議員数等は考慮しなければならないという御意見でよろしいですか。

古沢議員

地方自治法第91条のつくりは、その区分に応じて、そこで示している数、いわゆる上限数と言っていますけれども、10万から20万の場合ですから34人、これを超えない範囲で条例で定めなさい。つまり、自治法の本文でいう「超えない範囲で定めなさい」というのは、その幅を持っているということです。ですから、いわゆる片方に34人があります。範囲ですから、片方に法律は何を想定して範囲として言っているのかというのは、先ほど議論になっていたところの一つはポイントが絞られてくると思いますけれども、そういう意味で言えば、その範囲は明らかに34人から31人の範囲で、条例で各地方議会が自主的に決めると、そういう範囲だと考えます。

横田委員

そういう解釈だと思いますが、もうちょっと言えば、31から34と仮に、仮にといいましょうか、下限は31というところですので、しますが、10万に近い人口、例えば10万5,000でもいいでしょう、そこそそれから極めて20万に近い19万何千人とかという都市があった場合、これは当然ながら少ないところは当然31に近い数に、多いところは34に近い数といいましょうか、そういうことは当然考慮しなければならないというお考えでよろしいでしょうか。

古沢議員

必ずしもそうだとは思っていません。要するに範囲で決めるわけですから、その自治体それぞれに個性もあれば、同じ15万都市であっても特徴は大きく違う。それから市のつくられ方、地形も違えば風向きも違う。いろいろな違いがありますね。人口が極度にある一定箇所に集中している市もあれば、広い面積で同じ15万という市もある。そ

ういうようなことから、自分たちの自治体の中で、そこにおける議会は、どの議員数によって議会を通じて行政に市民の声が反映するか。それから、いろいろな物理的な諸条件を乗り越えて、行政が適正に執行されるようにチェック機能、機能を果たすことができるかという、そういう意味合いから決めていくべきだと思いますから、必ずしも人口が10万に近ければ少なく、20万に近ければ多くなるというふうには考えてはいません。

横田委員

先ほどから言っているように、地方自治法が人口区分で決めているのは、大きい人口区分のところでは、やはり当然上限数が多いのです。小さいところは少ない。そのいろいろな諸事情のお話をされましたけれども、それはまた確かにあるでしょう。けれども、大きな基準はやはり人口だと思うのです。ですから、20万に近いところと10万に近いところが同じ議員の数である、これはやはり不自然といいたいまいしょうか、自然ではないというふうには私はそう思うので、共産党なりいろいろな方に聞きたいのですが、人口17万の帯広、苫小牧が今、小樽の現在の定数と同じで32人です。小樽は3万人少ないですけども14万人。14万で同じ32人。5,000人に1人の議員の数が正しいかどうかはちょっと別にしても、百歩譲って1万人に1人としても3人多いのかとそういう区分でいけば、それで、今言った諸事情も若干あるかもしれませんが、17万都市と14万都市の議員数が本当に同じでいいのかなという疑問が我々にあるので、それについてはどういうふうにお考えでしょうか。

古沢議員

旧法の場合は、人口区分は18区分です。これが11区分に変わったわけですけども、なぜ11区分と大きくくりになったかというのは、新法で改正される過程の中でいろいろな議論をされています。一つは、そこで示したいいわゆる上限値、これを一つの目安として、本文が規定しているように、超えない範囲で、そして議員定数を決めていきたいと思います。これは、あくまでも地方自治、団体自治、住民自治を担保する議会をどうやって救っていくかというのは、自治の側に属することですから、それぞれの自治体において決めていくべきことだというのが、地方自治法のいわゆる地方自治の本旨に基づいて決めていきたいと思いますということを基本にしなければいけないと思うのです。今、横田委員がおっしゃった点は、考慮すべき一つの事情だとは思いますが、何よりも大事なものは、地方自治の本旨に基づいて第91条で規定している超えない範囲でそれぞれが決めていくということが肝要だと思います。

横田委員

もちろん法に違反してとかという話ではなくて、小樽市に住む14万市民の感情として、なぜ苫小牧、帯広と同じだけの議員数がここは3万人も少ないのにいるのだろうかという疑問に、どう答えるのかなというふうにお聞きしたのですが、特に法令の話は十分わかります。ただ、だから私は極めて共産党らしくないと思うのは、いつも市民の声を十分に聞くという党の立場といいたいまいしょうか、そういうのを私どもは認識しております。そういった中で、今回だけはなぜか、まあ確かに議員定数は今のままでいいという人もおられることはおられるでしょう。ただ、私どもが聞いている範囲、私どもは最初は2減という話でしたけれども、これとて議員の数を減らさなければならぬ、現状ではねというふうな御意見がたくさんあったからで、それから陳情が出てますように、数千人の方々が、議員定数を減らしなさいという声が多いわけです。それから、ほかにも書かれましたように、そういった声が大いの中で、なぜ現在のままでいくのだというのがちょっとどうも我々は理解できない。聞かなければというか、いつも真しに声を聞かれている共産党の方針としては、ちょっとどうなのかなというような疑問がありますが、この辺は何かお考えがございますのでしょうか。

古沢議員

先ほどの議論にもありましたけれども、我々は議員定数削減を提案しているわけではないですから、報酬、期末手当の加算分の廃止を提案しているのですが、1980年代の前半以降、簡単に言えば中央政府のお声がかかりで、地方議会の縮小、議員定数の削減が一気に進みました。時の流れのように進んだのですが、今、地方の議会の側からそれを振り返って、どのように総括しているのかといえ、やはり減らせばいいというものではないだろうと。減ら

せば減らすほど、そのツケは結局住民に回り回ってくるのだということが、わかりやすく言えばそういう総括を多くのところで始めていますし、責任ある研究機関でも、地方の議長会等が委嘱をして研究してもらっているそういった研究会などでも、そういう方向を出していますね。これは、皆さんも御承知だと思うのですが、私たちは議員定数というのは、少なくとも議会の規模は地方自治を担保するための議会だから、地方自治法の定めるところをしっかりと守りながら議会を統制していくべきだという立場と、同時にその一人一人の議員というのは、議員数というのは、議員を通じて市民が議会に直接的に声を反映していく。行政に声を届けていくというそういう役割を持っているわけです。行政と住民との橋渡し、もっと言えば住民の側に立って、行政とある場面では対峙するというのが議会や議員には求められていると。この規模を小さくするという事は、先ほど言ったところに行きます。結局回り回って、小さくすればよかったかのように思っ、時流が今はそういう流れだと言って小さくしたけれども、振り返ってみれば、あそこでなぜとどまらなかったのだろうか。今こんなふうになっているのは、一体あのときにどうすればよかったのかということになるのだと。私たちはそういう立場で、ですから市民の側にある陣地といえますか、権利といえますか、そういうものをしっかりと守るべきだというのが我々の立場です。同時に、議員報酬の削減を提案した。期末手当の加算廃止を提案した。これは、18年3月議会で予算修正案として、概略皆さんに説明を申し上げておりますけれども、その議会が結果として、今市民の暮らしや、市職員の労働条件、賃金条件などにどういう影響を与える役割を果たしてきたのか、実はそのところが議会が市民にとってはあまり役に立っていなかったのではないかと評価といえますが、市民の思いと議会の意思との乖離がどんどん進んできたのではないかと、ここを狭めなければいけないというところに力点を置きながら、皆さんと一緒に頑張りながら、同時に市の財政再建も一緒に進めながら、この間市民の痛み、市民の苦勞を、職員の痛みですとか、そこに沿いながら議会の一員として議員報酬の削減を提案して、期末手当の20パーセント加算、それから我々の認識の発展でもありますけれども、なぜ議員が市職員の給料条例と同じように役職加算的な2割加算をする必要があるのだろうかということも含めて、その廃止を提案しているということです。

横田委員

一定程度の議員がいなければ、やはり議会というのは有効に運営されていかないというのは、これはもう当然のことであって、我々もそう思います。しかし、一般論としてはそういうことでもう当たり前のことなわけですけれども、先ほど来言っているように、小樽市はどんどん人口が減って行って、あるいは財政も非常に厳しい中で、議員の定数を減らしましょうという市民の声、それから我々自身の声もありながら、なかなかそういうことにならないというのが、我が党としては、非常にどうなのかなというふうには思っています。

報酬の方にちょっと入っていきたくと思いますが、新谷議員の提案説明の中で「議員報酬を削らず議員定数を削減するのは、議員みずから身を削らず市民の権利をうんぬん」とあるのですが、私が言うまでもないのだけれども、現在、報酬を5パーセント削減しているのです。これは、御見解では、まだ身を全然削っていないという、そういう文面ですけれども、その辺どうなのですか。そういうことなのですか。

古沢議員

全くそのようには思っていません。3月のときにも話をしていますけれども、全会派一致で努力をして、一つの到達点をつくったというふうには我々は考えています。しかし、一方では、議員定数を削減してくださいという市民の側からの陳情の声が上がってきました。なおかつ不十分だというのが、市民の議会に対する声だったというふうには思うのです。そうした中で、議員定数の削減30名、28名という条例改正案が提出されてきました。その議論過程の中で、私たちは正直に3月のときに申し上げました。私たち自身が検討したその結果、一歩前進させることがようやくできたと。そして、この際、議員定数は何としても我々は市民と一緒に守っていきたく。けれども、市民のその声にこたえる道はほかにないのかというように考えたときに、例えば職員の給与削減は、この4月から7パーセントになる。そうであれば、職員と同じように5パーセントに加えて2パーセントの上積み、7パーセントの

削減と、それから役職加算的な 2 割、あえて言いますけれども、職員給与の場合の市長が 20 パーセントの範囲でという役職加算は、これは全く性格が別です。議員の 20 パーセント廃止を提案すれば、職員に連動するかといえば全く性格が違うというのも、この 6 月議会でさらに我々が研究・検討した結果、発展させた、到達したところなのですけれども、職員給与の場合は、一方には民間の給与との比較といいますが、調査・研究、比較をして人事院制度の下で、公務員の場合は、労働三権を保障されておりませんから、その代替機関としての人事院の調査の下で給与ベースが決まるし、手当が決まってくる。この手当の調査において、民間企業においては、役職ごとに相当の格差がある。これが公務員の場合にどのように反映させるかという研究経過を経て、役職の困難度に応ずるような形で、それぞれ 5 パーセントから 20 パーセントまでの段階別に加算をしていこうではないかというふうに設けられたのです。それを、例えば平成 2 年だったと思いますが、議員報酬の条例関係の改正案が議会で議論されておりますけれども、残念ながら資料を探したのですが、すぐ出てきませんでした。平成 2 年のときの改正だと思っておりますが、2 割加算が決まっていますけれども、根拠としたら、どうやらこの職員給与を根拠にしたのではないかと思うのですが、性格を同じくするのであったら、わかりやすく言えば、一般の議員と、それから常任委員会で役職についている副委員長、委員長、それから副議長、議長という職の困難度に応じて、議員報酬、条例上で言えば 44 万 1,000 円にそれぞれの職の困難度合いに加えて、例えば 5 パーセント、10 パーセント、15 パーセント、20 パーセントというふうに加算をするよという意味合いの、そういう加算とは全く違うのです。おしなべて、誤解を恐れずに言えば、お手盛りで職員は 2 割加算があるのだから、この際議員も 2 割加算、正確な資料がないですから、小林委員、もしわかったら教えてください。だから、私の判断では、どうも条例上に根拠を求めても求められないものですから、これはきっとお手盛りでやったのではないかと。正直に言いますが、そのときには我が党もこの提案には反対はしていません。それでも、なおかつ議員の報酬というのは、ほかと比較してみても適切だというふうに判断を持ったのだと思います。しかし、この 2 割の加算については、研究しました。もしお手盛りのやっただとしたら、全く性格の違うものを議員の手当に加算をするというのは、間違っただのではないかと。間違っただであれば、改めた方がいいというところに今回は我々は議論を発展させたつもりです。そういうことで、皆さんに提案しています。

横田委員

大変力説をいただきましたけれども、聞いたことだけひとつお答えをいただければと。

ただいま 20 パーセントの加算の話も出ましたけれども、この話も前回の財政再建に関する小樽市議会検討会議でも議論されています。それから、報酬の 5 パーセント削減も議論されました。そして、全会一致でその会議で決まりました。それは、各党の代表者が同意されて決めたことであります。そのときには、今言ったように、20 パーセント加算分も報酬が減るのだから、必然的に期末手当も減るだろうから、20 パーセントはそのままいいだろうということで、皆さん合意されたと思います。それは確認しましたから間違いはないと思うのですが、そう決まった場所があり、それに基づいて一つの条例を改正し、やっているわけです。それであるならば、もしそういう今言ったように研究をされて変えなければならぬと思った。あるいは 5 パーセントでは少ない、もう 2 パーセントでしようか、そういう話が出たときに、そういった会議でもう一度もむというのが通常のやり方ではないのかなと思うのです。前回、私らに言わせれば唐突にそういった提案をいきなり修正案ということで出してこられた。これは、ちょっとイレギュラーではないのかなという感想を持ちますが、いかがでしょうか。

古沢議員

決してそう思わないですね。議員定数の条例改正案もそういう意味で言えば同じことですから。

横田委員

定数は、これはその検討会議で議論されて、3 案出まして、まとまらなかったから、これはそれぞれが御自分の主張を提案してきたわけですがけれども、ところが今言ったように、報酬もそれから 20 パーセントの加算も、これは皆さん方が同意されて決まったことでありますから、それをやはりそこへ戻すというか、そこでもう一回、さあ皆

さんどうでしょうかという話になるのであれば、これは我が党、各党も用意はあるでしょうけれども、ちょっと言葉は悪いかもしれないけれども、いわゆる抜け駆けみたいな感じで、ぼんといきなり条例案になってくるとこのは、こういう場で議論ができると言えば、それはできるでしょうけれども、やはりそこへ先に出してからやるのが、我々としては、そうではないのかなというふうに思います。さっきの定数の話とはちょっと違うと思いますが、いかがでしょうか。

古沢議員

お気持ちはわかります。ただ、我々も議員定数条例で言えば、先ほど話させていただいたような見解を持っていましたから、ただその議論経過の中で、それだけでは私たちの思いが市民にも議員各位にも伝わらない。私たちの思いをもっと伝えるために何が検討できるかということで発展させた、そういう過程の中で修正案の形をとりながら提案させていただきまし、その後、議員報酬条例改正案を準備するという意向についても皆さんに示しております。ですから、唐突に、突然ということでは、決してないというふうに思っております。

横田委員

見解の相違というか、我々は検討会議でもう一回もむべきではないのかなという気がしましたので、そういう質問をしました。

同じことを繰り返してもあれですので私は最後になりますけれども、5パーセントに、プラス2パーセント、それから加算の20パーセントを廃止すると、2003年度、要するに44万1,000円のときに比べて、こう書いております。議員報酬は7パーセント削減、期末手当については100分の20の加算を廃止することで、今期議会を構成した2003年度当初と比べ、年間で3,900万円の財政効果が生み出されますと言っています。これは、私の計算が間違っていないと思うのですが、改定前は44万1,000円の12か月分で、報酬ですよ、いわゆる費用弁償とか旅費うんぬんとか、視察のそういうのは全く含みませんで、議員1人当たりですよ。月額44万1,000円ですから12か月分で529万2,000円ですね。それから、期末手当44万1,000円の加算率1.2掛けて、それに4.4か月ですから232万8,480円です。合わせると762万480円です。これはいいですか。それで、共産党が言われる7パーセントの削減と20パーセント加算廃止でやりますと、合計でいきますと672万6,132円です。これは資料をお持ちだと思いますけれども、よろしいですか。

(「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり)

2003年度改定当時762万480円。

(「全議員で」と呼ぶ者あり)

1人です。1人年間。

(「改定からと言っているのですか」と呼ぶ者あり)

比較をするのに。

(「本議会で」と呼ぶ者あり)

(「最初ね」と呼ぶ者あり)

最初、最初。

(「15年の春という」と呼ぶ者あり)

15年春。

(「44万1,000円でスタートしているでしょう」と呼ぶ者あり)

(「議員、一般議員ではなくて、こっちも全部含めてですから」と呼ぶ者あり)

議長とか副議長ちょっと別にしていますよ。

古沢議員

ちょっとそれに答えられるような計数整理をしていないのです。それを年度当たりの全体の報酬で言えば1億7,095万円。私どもは、これは3月の修正案のときに添付した資料ですが、議長、副議長も含めますけれども1億7,095

万2,000円。これが検討会議に基づいて、任期中に効果が出た分を除いて、5パーセントに2パーセント上乗せすることによってどれだけ効果が増えるかというふうに見た数字は1,196万6,000円。このように見ました。

横田委員

済みません、ちょっと。その資料と合わせた資料をつくれればよかったですね。私の方はちょっと。

結論を言いますと、改定前2003年度当初と比べて、今のその7パーセント削減と20パーセントの加算なしでいくと、差額が全議員で2,861万9,136円ぐらいになる。2,800万円ぐらいになるのです。3,900万円というのは、それに費用弁償だとか、そういうのが入った数字ということですか。

古沢議員

これは、いわゆる不用額、例えば海外視察の200万円を使っていないとか、そういう15年度から16年度にかけて、15年度で不用額等をそれらに加えて、そして17年度に全会一致で削減を決めたのと、それと私どもが提案している上乗せ修正分と。それで、4年間のを全部合算すると約3,900万円。ですから、今言われた金額の差額は、ほぼそういうふう理解していただいていいと思います。ちょっと不正確な点もありますから、数字はもう一度チェックして、間違っていれば明日訂正いたします。

横田委員

私も細かい数字を間違えているかもしれませんが、明日はあれですけども。この言い方ですと、2003年度に比べて7パーセントにすること、あるいは100分の20の加算を廃止することで3,900万円の財政効果に当たりますというのですが、これはちょうどその4人削減と大体同じぐらいだろうということなのですね。

(「そうですね」と呼ぶ者あり)

ところが、ところがと言うのもあれですが、現在5パーセント削減した時点で、議長も副議長も入れない数字でやっていますけれども、最初のときと比べると、既に1,642万6,368円なのです。これに単純に、これは費用弁償等々も入っていない数字ですよ、全く。本当に報酬だけ。それに単純にこれから4人減る議員の報酬1,000万円とも言われていますけれども、仮に750万円としてでも4人分で3,000万円だと。これを足すと、議員を削減することによる財政効果が3,900万円ではないのです。3,900万円は費用弁償とあれが入っている数字ですから、これを抜いても、3,000万円足す4,600万円、5,000万円近い数字になるわけですね。この辺はどういうふうに。ちょっと比較の仕方が、おかしいのではないの・・・。

(「もう一度言ってください」と呼ぶ者あり)

5パーセント削減時、現在の議員報酬は、20パーセントの加算を入れて1人当たり723万9,456円なのです。

それから、改定前は762万480円。だから、現在で1人当たりで38万024円減っているのです。32掛けると一千二百十何万円になるのですね。現在でこれだけ減っていると。さらに、さっきの4人分の3,000万円が減るわけですから、そうすると3,900万円、それはもろもろ含めた数ですけども、そんな数ではないわけですから。だから、この3,900万円はちょうど議員4人分減らしたのと一緒ですというのはちょっと計算の仕方等が違うのではないかと、議員を減らすことによって、もっとなるということですけども、いかがですか。

古沢議員

委員長、申しわけないですけども、私どもの資料と横田委員の資料を後ほどちょっと突き合わせさせていただいて、整理したいと思うのが一つと、それで基本的には3月の修正案の提案をしたときに、精査・検討して出した数字に基づいて、今回の修正案、考え方を同じようにして条例改正案を提案したわけですけども、数字については、明日までちょっと突き合わせをさせてください。

(「私もそっちと同じ資料をつくるということですね」と呼ぶ者あり)

横田委員

そういうことで、ちょっと明日も、やらざるを得なくなりました。提案説明の話では、私が読み取ったのは、議

員報酬 7 パーセント削減にする、100分の20は廃止することで3,900万円というから、この3,900万の中には、今言ったようにもろもろも入っているだろう。

(「上乗せすることによって」と呼ぶ者あり)

今、7 パーセントにするという話をすることによって3,900万円と言っているから、それは違うだろうと。いろいろなものも入っているだろうということです。それと、その後段のちょうど議員 4 人分に当たるだろうというもの、これもちょうと違うのではないかなということを書いたかったので、明日でも、もうちょっと精査して議論させていただこうと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、平成会に移します。

小林委員

ありません。

委員長

平成会の質疑を終結し、公明党に移します。

斉藤(陽)委員

報酬削減と役職加算廃止の理由について

議案第30号の提案者に伺いたと思います。

報酬削減、役職加算を廃止をするという提案なわけですけれども、まずこの理由を示していただきたいと思いません。

古沢議員

先ほども言いましたように、一つは、市民の声にこの事態における小樽市議会、そして構成する市議会議員として、どのようにこたえていくか。私たちは議員定数は削減すべきではないというように考えておりますから、その他の方法でこたえていく道はないのかというふうに考えたのが最大の理由です。

斉藤(陽)委員

さっきも少し議論されていましたが、聞きたいのは報酬あるいは役職加算が不当だと、報酬が不当に高いのだと。だから、これを削減しなければならないというふうに考えるのか、報酬は、あるいは役職加算は、当、不当にかかわらないと。単に議会費を削減する財政効果といいますか、4人分と同じという言い方がありますが、我々は同じと思っていないのですが、そういう財政効果をねらって、当、不当にかかわらないのだと。とりあえず市民の声にこたえるために、財政効果のために減らすのだというような考えなのか、そのところを絞って答えていただきたい。

古沢議員

結果的には、議員 1 人当たり年間に必要とするお金の 4 人分にほぼ近い、そういういわゆる財政効果を生み出すことになるというふうにはなりましたけれども、まず議員報酬は不当に高いというふうには考えていませんし、小樽市の議員報酬は、ある意味では適切な範囲の報酬額だと思っています。一つは、議員定数削減のときに提案されたり賛成する側でお考えの皆さん方がよく引き合いに出す、類似 5 都市との平均、この五つの都市における月額報酬がどの程度かというふうに、ちょっと参考までに見てみました。そうしたら、くしくも平均が44万 1 千何がしになるのです。ですから、こういういわゆる類似市における議員の月額報酬との比較でも、小樽市が不当に高いという月額報酬になっているわけではないというふうに私たちは考えていますし、それからもう一つは、その44万円、条例上ですよ、当分の間 5 パーセント削減という前の44万1,000円の月額報酬というのが、例えば一つの比較・検

討で言えば、庁内の部課長の皆さん、私たちは市議会議員活動を地域でも、また役所の中でもやりますね。特に役所の中でやる場合は、直接的な主戦場は課長職、あるいは部長ですね。市長と比べたらどうかというのはありますよ。けれども、ちょっと聞き取りしてみました。部長職はおおよそ900万円台ですね。有力な部長で年収900万円。それから、800万円台は課長職でも給与条例で言えば、いわゆる複雑困難な職にある課長職。課長になってから経験の長い人とか、大体そんなふうにご考えていただいてもいいのだと思うのですが、800万円台です。それから、課長職になって、そろそろ右も左もわかって、議会の対応もとれるようになったなというそういう課長職の方は700万円台の半ばから後半です。そうやって考えてみた場合に、条例で決めている44万1,000円、15年度当初の年収で言えば、先ほど出たように760万円から770万円、これは決して高いものとは言えないだろうというふうに私たちは思っています。だがしかしです、我々の議会活動の結果、反映として、今、市民の暮らし向きはどうなっているか、職員の状況はどうなっているかというふうにご考えた場合に、やはり不当に高いとは思わないし、ある意味では適切な範囲の月額報酬だなというふうにご考えておりますけれども、でき得る限り市民や職員の側に沿って、痛みをともに共有することはできないだろうかというふうにご考えたというのが、今回の月額報酬についての2パーセント削減上積み。しかも考えているのは、来年の選挙までというふうには、提案者側は考えていません。財政再建をともに、そういう痛みを共有しながら背負っていこうというふうにご考えていきたいと思っています。

期末手当の方も必要ですか。

（「お願いします」と呼ぶ者あり）

期末手当は、先ほど言いましたので、要点だけ繰り返します。要するに、役職加算とは議員報酬の条例では言っていないのです。ストレートに手当額を計算する算出方法として20パーセント加算するというふうにごだけなっているのです。それで、これは何だろうというふうにごいろいろ研究、調べてみました。突然出てくるわけがないですから。それで職員の給与条例と比べ合わせたときに、根拠としたのはここだったのだろうなというふうにご我々は考えました。そうやってご考えた場合に、職員の加算額というのは、役職困難度の差に応じて、民間との比較・検討において、その加算というのが、どうやら後、制度として入ってきているようだ。それで、それと同じように今度議員の方を加算するというのであれば、性格をやはり職員と同じように参考にしながら導入したとすれば、先ほど言ったように、それぞれの職ごとに議員だって加算額が違っていいはずなのだけれども、そうではないと。もっと言えば、議員の職だからといって、特別加算をするという意味合いが、果たしてあるのだろうかというふうにご私たちは考えています。月額報酬に条例上で言う期末手当、職員の支給割合を掛けて、それで期末手当の基本はそこではないかというふうにご考えます。

斉藤（陽）委員

御説明いただいたのですが、まず報酬の方については、はっきり不当とは思えないと。それから、役職加算の方については、いろいろ疑義があるけれども、当、不当という部分については、若干保留されたような部分もあるやに聞きました。これは、要するに不当だというのははっきり理由を明確にしないという、不当ではないと言っているわけですから不当でないでしょうけれども、そういう単に議会費を削るのだと。そういう財政効果のみをねらって廃止をするというのは、若干筋が違うのではないかというふうにご、まず考えます。

次に、今回のこの共産党の提案で、具体的にどの程度の削減が図られているのかという部分をちょっと検討してみたいのですが、いわゆる昨年の財政再建に関する小樽市議会検討会議、これの最終報告の段階から上乗せをされる財政効果、その上乗せ分といいますか、これについては、年度途中うんぬんいろいろありますから、比較のために一年度間、通年で実施した場合、どのぐらいの上乗せ財政効果があるかという部分について答えていただきたいと思えます。

新谷議員

二つあったと思うのですが、最初の方なのですが、単に議会費を削って財政効果だけを考えるのか

ということではありません。私たちは、毎年、第 1 回定例会におきまして、税金の使い方を変えて、市民生活あるいは中小企業応援のための予算修正案を毎年行っております。今年の第 1 回定例会でも、石狩湾新港管理組合負担金など、それから土地開発公社の塩漬けの土地、こういうのとあわせて議員報酬の削減で市民生活を応援、高校生の臨時雇用 20 人、それから介護保険料が非常に高くなりまして、介護保険課にも物すごい人が来て、間違いではないかと、市民税と同じですよ。それで、今来ていましたということでしたけれども、そういう低所得の介護保険料の引下げ、それから障害者自立支援法などで、障害が重ければ重いほど負担がかかるという非常に矛盾したこの制度に対して、やはり低所得の増加部分を助成しようと、そういう提案をしておりますので、単にその財政効果ということではなくて、市民生活の応援に回したい、これが私たちの考え方です。

古沢議員

また別の表で議論になるからわかりづらくなるのですが、基本のところでもちょっと説明しておきたいと思います。全会一致で 5 パーセント削減をする前、我々はよく 15 年度今期議会を構成した当初と比較してというふうに言っておりますから、条例どおりで報酬等が支給されるとしたら、横田委員も先ほど言っておりましたけれども、一般議員の 1 人当たりの年収で言うと、およそ 762 万円です。これが 18 年度の当初予算、つまり 5 パーセント削減で言いますと 723 万円、724 万円弱だと思います。その差額は、1 人当たり平均的に言って年収で 38 万円ほどの、いわば差額が生じます。財政効果が生じます。これに、今度 2 パーセント上積みして、さらに 2 割の加算を廃止すると、おおよそで申しわけありませんけれども、トータルで言えば 680 万円から、

(「672 万円だ」と呼ぶ者あり)

ちゃんと計算してくれましたね。672 万円。そういうふうになっていきます。ですから、これが 15 年度当初と、1 人平均で見た場合の差額、いわば財政効果というふうに考えていただいていいと思います。横田委員ともこれで大体合いますか。

(「合うね」と呼ぶ者あり)

齊藤(陽)委員

私は、議会事務局の方をお願いをして、単なる一般議員が幾らという比較ではなく、議長、副議長あるいは一般議員、それから視察の部分、費用弁償、政務調査費、その他全部をトータルした財政効果額というものはどうなるのだという比較をさせていただきました。その計算によれば、いわゆる通年実施をした場合、財政再建に関する小樽市議会検討会議の最終報告の内容で、通年、1 年間実施したという場合と、それがなかった場合というふうに比較して、その差額をさらにその検討会議で決まったところから、今回共産党が提案されて上乗せされる金額というのを、さっき言った議長、副議長から視察から費用弁償から全部含めて差額を計算しました。すると、1 年間で 1,658 万 3,000 円程度という効果額、差額が出てきました。これは、1 年間で 1,600 万円ということで、1 年間に 1 人の議員が、先ほどその 750 万円とか場合によっては 1,000 万円とかという 1 人当たりの議会費が言われていますけれども、そういうのと比較しても、到底 4 人分ではないわけですね。共産党は、もともと従来の検討会議の財政効果分と上乗せ分を全部足したら 4 人分だよというそういう言い方をされているのですけれども、本来共産党が提案されているその 2 パーセント加算分と、役職手当分の 20 パーセントの加算を廃止するという部分で、みずからが提案した分が出る財政効果というのは、それほどではないです。4 人分と同等というのは、前からのと合算したらという話であって、

(「いや、ずっとそう言っていますから」と呼ぶ者あり)

その言い方というのは、本来おかしいのではないかと。我が提案はこうですよというときに、前からのも不足という話はないのではないのという、そういう考えもあるのですが、どうなのでしょう。

古沢議員

予算議会のときの修正案のときにも若干意見を交換したのですが、本来これだけの財政困難をなぜ生み出したの

かというふう考えた場合に、私どもには自負心として何ら責任はない。そういう立場を持ちつつ、しかし市民との関係で言えば、議会としてどうやってこたえていくことができるかという立場から考えたというふうに言いました。ですから、議会として言えば、皆さんと一緒にになって17年度に、15年度比較で言えば2,000万円を超える財政効果を生み出すような効果をつくりだしている。それに加えて、議会として、私どもが定数を上げようとかというふうに提案した覚えは3月のときにもありません。小樽市議会として、市民のそういう声に、これに上乘せして、さらにこたえていこうではないかというふうに提案しました。ですから、そのときにつけた資料には、私どもの修正案の差引き効果額と今斉藤陽一良委員がおっしゃったように、議員報酬で言えば340万円ほどです。それから、期末手当の加算廃止で1,300万円ほどです。つまり合わせて1,650万円ちょっと、それが皆さんと一緒に効果を生み出したものに上乘せをすると3,800万円、3,900万円ぐらいになるではないですかと。どうですか、皆さんというふうに提案しているわけです。

斉藤(陽)委員

そういう言い方は、一種のみずからの提案を誇大広告というか、そこまではいっていませんけれども、やや誇大に表現したものだというふうに。

(「正確に言っているでしょう、3月から」と呼ぶ者あり)

ただ、いろいろな場面で聞けば、前提を聞き逃して聞けば、共産党は誇大に聞こえるという場合もありますから、それは誇大に表現しようとするものではないかということがあります。

(「下げたくないのでしょう」と呼ぶ者あり)

(「検討会議をやれば、検討会議を」と呼ぶ者あり)

それで、そのいわゆる人口に見合った議員定数に削減するということによって、これはまず議員定数が減るということは、非常に議員としてはある意味つらい話ですけれども、議員相互の切さたく磨とか、あるいはその競争、そういったものが起こると。とうた作用といいますが、とうたされる方になったら嫌ですけれども、その自浄作用とかとうた作用、議会が活性化すると。そういう議会の活性化が市政をさらに改革すると、そういうところに資するべきであって、その結果として無駄な支出だとか、そういったチェック機能が働いて、市財政の再建にもつながっていくのだという考え方が本来であって、単に議会費を幾ら削ったら幾ら財政効果があるという、そういう短絡的なといいますが、単に金額面というか、金銭面だけの効果をねらうということ自体が、本来議会の考えるべきことかと。本来的に、そういう金額うんぬんは全く関係ないと言っているわけではないですけれども、金額うんぬんではなく、本来の議会の役割から市財政の再建にどうつなげるかと、議会改革をどうするかという議論があるべきなのであって、金額うんぬんが先に来るという話ではないのではないかというふうに思いますが、その点については共産党はどう考えますか。

古沢議員

全く同感です。非の打ちどころがないぐらい同感します。議員定数の議論をしたときにも我々は、先輩議員が積み上げてきた財産を読み返しました。平成10年度、平成14年度、そして今回。そしてそういう立場にこそ立つべきだということを言ってみれば声を大にして主張したつもりです。ですから、今の斉藤陽一良委員の御質問は、全く同感ですから、同じような立場で切さたく磨して、議員の資質向上に努めたいと、私自身はそのように思います。

それと、先ほどの質問の中で、一、二点。誇大広告ではないかと、私どもは真実を重んじる党ですから、皆さんも御承知のようにおたる民報とか、いわば自社発行のメディアを持っています。その際に、この問題を取り上げたときにも見ていただいたらわかりますが、表を作成して、なおかつ17年度に改善したものと、それから修正案で上乘せしたらこうなりますというふうに、きちんと正確に伝わるように、そういう表をつくる时候にも心がけています。決して、そこを消したり、読み飛ばされてもいいように薄めたり、そういうことはしてありません。そのことは、ぜひ御理解ください。

斉藤(陽)委員

そういう読み飛ばされるようなことをしたというふうには言っていないです。それは、ちゃんとよく読めば書いてあるということはわかります。

質問を進めますけれども、その報酬、その他いろいろなさらなるこの削減が必要だということであれば、さっきも出ていましたけれども、検討会議を昨年度やっているわけですから、そういう検討会議を設けて、いろいろな具体的な各会派で新たに検討をするという手続が当然とられてしかるべきかなというふうに、先ほど横田委員も同じように発言されていましたが、その点と、昨年の財政再建に関する小樽市議会検討会議の内容と、今回の共産党の提案との関係については、どういうふうに押さえられていますか。

(「それ、昨年ですか」と呼ぶ者あり)

昨年度の検討会議との。

古沢議員

検討会議は一つの着地点を見つけて、そして新たに議員定数に関しては条例案が提出されましたし、その議論経過の中で、私どもは会派として市民に共産党としての態度をきちんと伝えていく、表明しなければいけないということもあって、そしてなお研究もして、そして市民と一緒にどうやってこの問題を対応していくべきかというそういう立場から、議論の発展、研究の発展の中で、皆さんと一緒に議会議論に参加させてもらってきたわけです。修正案にしても、今回の条例案にしても、それから、その検討会議等、各会派が一堂に会して、一つのテーマ、問題で、議論を活発に起こすということについてはやぶさかではないですし、そういうことは大いにやったらいいのではないかと思っています。

斉藤(陽)委員

前回の検討の結果が、これは共産党も含めて全会一致で決まったわけですが、それが結果的には、今新たに提案されるということは、不十分だと。前のは不十分だったというふうに、さっきちょっと微妙な発言だったのですが、不十分だというふうに考えておられるわけですか。

古沢議員

私たちは全会一致で皆さんと協力して、17年度のは一つの結論を導き出しましたよね。そのことを決して不十分だとかというふうには思っていないです。議会としての一つの到達点としては、極めてすぐれたというか、立派な到達点だというふうに12月の議会でも3月の議会でも言っています。他の議会との比較においても、この15年からこの日の議会活動の中で、北海道中どここの議会が皆さんと一緒に小樽がやったようなことをやっていますかと。十分な大きな成果を上げてきたというふうに、私たちは声を大にして言ってきたつもりでいるのです。

斉藤(陽)委員

昨年9月にまとめられて10月から実施をされたと。ごく期間的にも、ついこの前の話です。今、古沢議員が、提案者がおっしゃったように、道内他の市議会におけるそういう検討会議の設置状況とか、あるいは類似4市におけるの議会費の経費削減等について、本市のように多項目に渡って検討したところはないと。2,200万円の財政効果を上げている市はないのだというふうに評価をされていたはずであります。その評価をされながら、ほかの会派に新たなそういう提案をするよという、検討会議の設置等、そういった話を向けるというか、そういうことをする前に、突然ではないとさっきおっしゃいましたけれども、ある意味、急に考えが変わって提案されると。それは、不十分ではない、評価すると言いながら、いささかその前の提案と、前に決まっていたことと、今評価をされながら新たな提案をしなければならぬという部分に整合性が欠けるのではないかというふうに、客観情勢を見ればそういうふうに見えるのですが、この点について再度、しつこいのですけれども。

古沢議員

どれだけの時間経過で整合性に当てはまるのか、欠くことになるのかというのは、それはいろいろ評価が分かれ

るところだと思うのです。前回の選挙で議員定数が32になって、今回28にしようとするのは、あまりにもひどいではないか、だから30にしようという案だってあったわけです。これは、整合性を欠くのか、欠かないのかと。これはこれで4年たっているから何でもないので。去年決めたことを否定して、あれはだめだったのだと我々は言っていないです。それに加えて皆さんともう一度上乘せで考えようというふうに提案しているのです。あれはちょっとまずかったから減らそうとかと言っているのなら別ですよ。要するに削り方が多すぎたから、やはり減らした方がいいのではないかとかと言って、全会一致を覆すようなことだったら別ですけども、全会一致の財産の上にさらに積み上げたいなというふうに我々は考えているのですよ。

斉藤(陽)委員

ちょっと、そこら辺が意見の分かれる、見解の違う部分なのですが、前回の検討のときと、客観情勢とか事情が大きく中身が変わったのなら別なのですが、そういう客観情勢はさほど動いていないにもかかわらず新たに大幅に上乘せして提案せざるを得ないのだという、さらに前回の検討内容は評価できるのだと、不当ではないのだといういろいろな話を聞けば、なかなかわかりづらいなという思いがあります。議員削減を本来すればいいのですよ。共産党も提案すればいいのですよ。議員削減に関してそれをしないから、ではこっちというふうに我々には見えるのです。

(「法律上できないからさ」と呼ぶ者あり)

議員定数に素直に共産党も賛成すべきなのではないですか。

古沢議員

質問者には大変失礼な答弁になりますが、素直に賛成すればいいではないかというふうに質問者はおっしゃいますけれども、素直に賛成できないということは再三言ってきています。私たちは市民との関係で賛成すべきでない。地方議会の議長が研究会を発足して、今回の議会ではなかったですか、春に中間答申を出していますよね。先ほど言ったように、そういう議会の側が、地方の側が、中央政府との関係で議員定数をどんどん削られてきた。これは、あの中身で言えば、ほぼ間違いだったと言っているのです。住民にとってどんなに大変なことになったかということ、議会の側がきちんと見なければならぬということを言っているのです。私はその限りにおいては、そういう研究会が答申を出している方向については是とします。ですから、質問者が本来議員定数を削減すべきだという本来という言葉の使い分けは、これは決して正しい使い方ではないです。ですから、私たちは、本来削るべきではないと言っているのです。それに本来削るべきだと議論をしても、なぜ削るべきかということをきちんと伝えていただければありがたいです。

斉藤(陽)委員

質問を変えます。

議員削減による議会運営への影響について

議員が4人削減されると、具体的に議会運営にどんな悪影響が起きるといふふうに考えますか。議会運営が困ることあるのかという。

(「法律上できないのだ」と呼ぶ者あり)

(「できるのだ」と呼ぶ者あり)

(「できないのだから」と呼ぶ者あり)

古沢議員

先ほどの議論の中にもありましたけれども、地方自治法第91条では人口を基準として、議員の数、議会の規模を示しています。つまり第91条は人口を基にして議員数を決めようとして、地方自治を担保していく議会をつくる上で、唯一といっていい原則、方針なのです。ところが、当議会の議論の中では、私の答える範ちゅうではないのですが、議論の中では人口4,880人に1人とか5,000人に1人、これに基づいて条例を改正しようというふうに堂々と

主張する方がいらっしやいます。これは、それこそ本来、明らかに地方自治法違反の見解です。

(「それは、あなた方の考え」と呼ぶ者あり)

いや、明らかに違うよ。

(「書いていないよ、5,000人も4,000人も」と呼ぶ者あり)

5,000人に1人というふうに置きかえたらどうなりますか。例えば20万人から10万人の間の市については、地方自治法第91条を大きく踏み出しませんか。20人から40人ということを行っているのです。10万人から20万人の人口区分のところにおいて5,000人を当てはめると。こういう当てはめ方は地方自治法を担保する上でも、自主性を守る上からも、だめだからということを経由してはすけれども、人口も大きくくりにしたし、上限値だけを決めて、後はその範囲でというふうに条例は言っているのですから、この限りだけで言っても、超えてはならない線を大きく超えているというふうに私は思うのです。

斉藤(陽)委員

それでは、議員が28人になると、5万から10万の規模になってしまう、違法だと共産党が言っているのですけれども、なぜその5万から10万の規模になって違法だということになるか、そういう論拠というのはあるのですか。

古沢議員

おっしゃられるように地方自治法はわかりやすく書いていないです。本文条文で、超えない範囲でと言っている。そして、各号で、それぞれの人口のくくりを決めて、そしていわゆる上限数、正確に言ったら超えない範囲で、34名を超えない範囲でというのですから、範囲の概念は法律上あるはずなのです。斉藤陽一良委員だって、その道では相当きわめた人ですからわかりだと思のですが、法律上、範囲という概念は、片方だけで範囲とは言わないのですよ。ですから、地方自治法はその範囲をどこに示しているかというのは、おのずから読み取る人が理解するだろうという想定でつくられているとしか私は思えないのですが、もっと正確に書いた方がよかったとは思っているのです。ですけれども、おっしゃられるように、例えば10万の人口規模を割ったときに、32名のままだったら議会が成立しなくなるよと、そういう恐れさえあるから、その直前にその上限数を超えないところに改正しなければだめだというのが、これは全国どこでも共通しているように、一つの基準として厳格に守れと言っているのです。片方の基準です。ですから、人口くくりの幅、それがいわゆる超えない範囲というふうに法律は読み取ってくださいと言っているのではないのでしょうか。

斉藤(陽)委員

そういう、るお聞きするのですけれども、古沢議員がおっしゃっているその考え方というのは、それは日本共産党として全国的な見解として言っているのか、それとも小樽市議会の共産党が、市議団の共産党が唱えている議論なのか、そこをちょっとはっきりしていただきたい。

古沢議員

議論が際限なく広がっていきますけれども、日本共産党としては、この分権一括法に基づいて、地方自治法第90条、第91条を変えるに当たって、この上限数と言われている、そういう上のふただけは決めると。読み取りとしては、そこだけは明快に決めるというやり方は、これは地方自治の本旨からいって、議会が住民自治、団体自治を担保していくという組織、その議会をつくる上での規模を決める数字として、上ぶただけ決めるというやり方については賛成できないということで反対しました。日本共産党の統一的な地方自治法第90条、第91条に関する見解は、これまでの経緯ではそういうことです。ただ、でき上がった法律をどうやって正確に読み取り、解釈するかということとは、また別ですよ。

斉藤(陽)委員

その部分については、統一見解はまだないということですか。

(「さっき言ったでしょう。これだ、仕方ないのだ」と呼ぶ者あり)

そうですね。共産党は、人口には関係ないのだという。

(「関係ないとはっていない」と呼ぶ者あり)

(「そんなことっていないでしょう」と呼ぶ者あり)

上ぶたと同時に下ぶたもあると、そういう議論のようなのですけれども、ではどんどん人口減が進んだ場合に、どんなに人口減が進んでも議員は減らさないのか。定数削減はいつやるのだと。どの程度の段階になったらやらなければならないという、そういう議論はされないのですか。

古沢議員

当然、地方自治法という法律の下で議会の規模というのは決められていると考えていますから、ですから小樽市が10万人を割る段階で、なおかつ現行定数を頑強に守れということになれば、議会そのものが成立しない。議会の自殺行為にもつながりますから、当然変えていかなければいけないのです。それは地方自治法の定めに従って議会の構成を決めていかなければいけないのですから。ですから、いかに減っても減らさないなんていうことは、私たちは一度も言ったことはないです。

斉藤(陽)委員

では、いわゆる法のくくりでどうにもならなくなるまではやらないということの理解でしかないということですね。

(「法はそういうふうになっているのだ」と呼ぶ者あり)

古沢議員

自主的にというか、当議会が決めることです。私たちの地方自治法の読み方は、斉藤陽一良委員にもぜひ見解をできれば聞かせていただきたいと思います。それは、ここの場を離れてからでも結構ですから。要するに地方自治法第91条の本文、「市町村の議会の議員の定数は、条例で定める」これが第1項です。第2項「市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、」これは人口区分に応じてですが、11段階。「当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない」。超えない範囲というのは、超えない範囲ですからね。ですから、この範囲というのは、どういうふうに見るのですか。要するに、法律本文で、範囲というふうに規定する概念は、上ぶただけでは範囲と言わないですよ。これは、後でまた聞かせていただきたいと思うのですけれども、当然10万から20万については、私たちの理解は、34名から31名の範囲において、その範囲を超えないところにおいて、それぞれの議会が自主的に決める。つまり34もあれば33、32、31、要するに人口区分における幅というのは4人刻みで決めていきますよという第91条のつくりですから、この4名の幅で自主的に決めるというのが妥当だろうというふうに思っています。

斉藤(陽)委員

それは、あくまでも共産党の考え方であって、それは共産党流に解釈をすればそうなるという話であって、では28が違法だというのであったら、法的にどうするのですか、法的措置をとるという考えもあるのですか。

古沢議員

だれもそんなふうには言っていませんよ。そんなふうには言っていません。議会という場を通じて議論されて、一つの結論が導き出されているわけですし、大勢がそういう流れですから。しかし、議会の側が今、気づき始めているのです。これはおかしいぞと、間違っているぞというふうに全国的に気づき始めているのです。全国市長会、市議会議長会でも、町村議長会でも、そういう議論を活発にやっていますよ。そして、どうやらここまで議員を減らしてきたのは間違いだったのではないかとということに今、落ち着きつつあるのです。それは、議員の職にある人が減ったからだというふうにはっていないのです。住民の利益との関係において、これは間違いだったのだということを言っているのです。それほど、議会の規模、議員の定数というのは、しっかり守っていかなければいけない。中央政府と対しなければならぬというくらいまで言っているところもありますよ。そういうことの方が

大事なのではないでしょうか。

斉藤(陽)委員

多くの都市で、共産党も含めて全会一致で定数削減の条例を決めているという都市もたくさんあるわけですが、こういう事例といいますか、先ほど半分ぐらいは28という話もありましたけれども、その違法だ、違法性があるというそういう考え方に立てば、こういった他の多くの都市はどうなるのですか。

古沢議員

かなり答えすぎたと思っています、私。お隣の佐藤議員のことを引き合いに出して申しわけないのですが、提案理由に入っていないから質疑・質問と違うのだからというふうに答えて、私は聞かれたことはできるだけ答えようというふうに答えているのですが、それをいいことに、あなたはそっばかり聞いていませんか。まともなところを聞いてください。

斉藤(陽)委員

ちょっと質問を変えます。

議員定数削減についての市民からの陳情について

共産党は常々市民の陳情を全部採択というような形で、市民の陳情を大事にしなければならないという主張ですが、この議員定数の削減の陳情については、これは市民の大きな声だと思うのですが、こういう陳情については無視をされている、そういうことはないですか。

古沢議員

本論に戻してほしいのですが、これだけは答えておきます。

3月のときまでも陳情に対する立場ははっきり皆さんにもお伝えしてあります。陳情の願意とするところ、その陳情の文面には同意できないけれども、その奥にある願意とするところについては読み取るとはできると。ただ、どうですか、議会は少数精鋭がいい、市長と協力をするのが議会だと。こういうような陳情文面であれば、私たちは、その奥にもっと違った思いがあるのだから、もっと違った陳情書にしてほしいなという期待はあるのですが、あの陳情書そのものには、少なくともこの2点については同意できませんということを言っているのです。私たちが大方の陳情に賛成・同意をして採択を主張するのは、その願意とその陳情の文脈、文面において一致するから願意妥当というふうに受け止めて、大方は採択を主張しています。

斉藤(陽)委員

願意は妥当だと思いますが、質問を変えます。

職員の役職加算の考え方について

期末手当のいわゆる20パーセントの加算、これは先ほどもありましたが、もともと当然職員についての加算なわけです。それが議員についてはよろしくない。はっきり不当だと、当、不当という発言はされませんでした。よろしくないということで、その廃止ということなのですけれども、この職員の部分の加算ということについては、全く問題ないのか、そういった部分、職員についての役職加算について、共産党はどのように考えていますか。

古沢議員

正確に言えば、職員における役職加算についても、必ずしも我々は同意しているわけではないです。ただ、今問題になっているのは、職員給与と条例上における役職加算が、どういう経過、経緯をたどって、その制度が導入されてきているのかと。それと議員報酬条例における20パーセントの加算とは全く別のもので、仮に20パーセントの加算が職員給与と条例を基にして出てきているのだとしたら、これは間違いだと思うのです。何度も言っていますけれども、議員の職において、その職においてそれぞれの役職に加算をつけるというのが、給与条例上で言っているところの加算なのです。それは人事院が調査をして、民間のある一つの職種の中で、それぞれ役職、ポストに応じて手当のつき方、特殊手当のつき方が違っている。公務員についてもそういうふうな加算、厳密に言うと、そうい

う形の給与の差別導入みたいな、手当の格差導入みたいなことには、私個人としては職員の給与のあり方としても賛同はいたしかねます、それはそれとして。ただ、それと議員報酬の場合、全く別個のものを仮にお手盛りの持ち込んだのだとすれば、やはりこの際改めてはいかがかという、その方がいいのではないかというふうに提案している。

斉藤(陽)委員

また質問と言われるかもしれませんが、市財政の再建という部分を考えれば、経費の削減というのは非常に今、喫緊の課題になっているわけですが、中でも特に経常的経費の削減が大事だというふうに思いますけれども、これについての共産党の見解はいかがですか。

古沢議員

どうしてもそういったことまで答えさせたいのですか。それならそれで、また財政問題オープンで明日集中的にやりますか、その二つの条例にかかわって。だから、ちょっと質問のやり方もできれば適切にやったらどうですか。

斉藤(陽)委員

最後の質問です。

その経常的経費削減ということがかかわるのですが、中でも職員数の削減というのは、これは非常に今、財政再建の根本のところまで問題になっているわけですが、この職員数削減については、議員数削減と相反する部分もありますけれども、共産党はどのように考えるか、これを伺って終わります。

古沢議員

簡単に答えておきますけれども、不要不急の部分について、無駄な職員配置があるとすれば、それは当然削減しなければいけません。けれども、法的にも、それから市民の暮らしとの関係においても適切な配置を求められているのに欠員状態で長く放置されているようなところがありはしないか。例えば消防なんかはどうなのだ。そういうようなことをきちんと考えて適切な配置はしなければいけないと考えている。トータルで減員になることだって場合によってはあるでしょう。けれども、それはきちんとやらないと。総枠職員定数削減、先にありきというやり方は賛成できません。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

佐々木(勝)委員

検討会議が出した結論について

まさしくこの特別委員会は当てられた課題に向かっているなというふうには思うのですが、やはりテーマはテーマですから、私の方とすれば、当初から議員定数の問題は、すぐれて議会の中で議員の知恵の出どころと、こういうふうには思っています。

それで、結論から言います。小樽市議会がこれまで積み上げてきた成果というのは、議会の活性化を目指して活性化研究委員会を立ち上げて、いろいろ議員は違いがあるけれども、やはり乗り越えて一致できる場所を探して盛りつけた、こういう成果は私も大切だと思っています。

あわせて今回の場合に、先ほどから出ています財政再建に関する小樽市議会検討会議を立ち上げて、課題になっている一つの議員定数の問題はちょっと送りますけれども、財政再建に向けての議会としての取組で一致できると。その一極に集中して話を進めてきたことは、私は財産だというふうに思っております。そういう経過からして、検討会議の決めたことと、それから持ち越したことと、このところをひとつ確認したいというふうに思います。

それで、一つは項目を掲げて議員報酬の問題、それから期末手当、これの役職加算支給等、これについても議論をした経過がありますね。それから視察旅費、会派視察、常任委員会視察、議会運営委員会視察、海外視察費、会

議出席費用弁償、そして政務調査費、そして最後の項目に議員定数を盛りつけたと、こういう経過ですね。それは、それぞれ検討結果について各会派代表者会議で議論し、これもきちんと議会の方に報告があり、決着のつけ方等についてもきちんと整理されている。先ほど問題になりましたけれども、議員報酬についても、議員報酬月額は当面 5 パーセント削減すると。速やかな財政効果を得るために 10 月からの実施にすると、こういう具体策で、それぞれの部分について、一定の結論を出しながらここまで来ているわけですが、一番問題になっているところは、議会がどのように議論をし、一定の論議をしているところが市民にはわかりにくい、こういうことだったというふうに思います。

それで、議員定数の問題に絞ってくるわけですが、この財政再建と議員定数の問題は、関連するけれども区別をして議員定数に関する特別委員会に持ち込んで 2 回くぐってきました。そこに今回の場合は、先ほど共産党の方からの、報酬の削減に関する条例案が出ていまして、これとの関連はやはりあるのだと思います。すぐれて議員報酬の関係は、審議会がありますね。審議会で議論をし、その位置づけの中で議論をして、一定の結論を出して今日まで来ているというふうに思います。だから、その議員報酬の関係については、私は議員報酬の審議会があるわけですから、そこにゆだねるべきだろうというふうに思います。積み上げた成果からすれば、やはり今議会の中では、定数問題を集中的に議論し、結論を一定の方向に持っていくと、こういうことが課題というふうに私は受け止めていましたから、それで前回の第 1 回定例会のときには、結論を見なかった状態になりますけれども、私は一つ関連する部分で報酬の問題もちょっと議論がされてきましたから、提案されてきましたから、私の会派の方としては、この機会に議長と副議長に汗をかいてもらいたいというふうに問題提起をしたのです。その意味は、議員定数の問題はすぐれて各会派代表者会議の中で取組を進めながら、意見の一致を見るような取組もする必要があるのではないかと。

それから、報酬問題等については、検討会議というものが設置されて、一応終わっていますけれども、この中に課題を提起することによって新たな議論展開ができるのではないかとというふうに、私はそういう押さえで今日を迎えているのです。そういう面で、今議会に課せられている課題についての条例提案の部分も二つあるわけですが、明日の委員会の議論展開の中で、そこのところを関連づけてしまうと微妙な部分もあるのですけれども、少し整理をした中で一定の結論を出していきたいというふうに思います。問題提起という形で出すことになるのですけれども、今までの押さえの中で、検討会議と各会派代表者会議の中で出された結論づけのところについては、大橋議員、古沢議員も、それから佐藤議員も提案しているその関係からいって、検討会議の位置づけた結論と、その部分については食い違いはないですか。

佐藤議員

私も当事者ですからやってまいりまして、何回かの議論を重ねて一定の結論に持ってきたところです。ただ、意見が合わなかったのは議員定数ということで、これはこういう議会でやるしかないだろうということで、うちと平成会が提案してやったわけですが、そういう意味では、やはり議会にかけて特別委員会を何回も開いて、多数決で決めていくと。これが議会ですから、やってきたことは何も間違っていないと。ただ、12月に提案したときには共産党から議案は出ていなかったのだけれども、3月に私たちが賛成できないような修正案を出したと。修正案に賛成すると、あれは市長の案に反対することになりますから、そんなことになったら市長不信任ですから、そんなことはできない案ですから、今回やっと議案として討論できたのです。これまでよほど共産党は苦しくて、やはり何らかのことをしなければ議員の方にはどう言ったらいいかわからないだろうということで、苦しんで、苦しんで出した結論であろうと。私は、だからみんなが賛成なんかしてくれない方がいいと思って出していると思います。

(発言する者あり)

そうでなかったら、当初から言えばいいのです。

5 パーセントがだめだったら 7 パーセントだとか、20 パーセント削減せとか、こういうことは全然出ていません

から、今になって出してくるのはひきょうです。

古沢議員

私は、各会派代表者会議も検討会議もどちらも籍がありませんので、そのやりとりのあれやこれやはちょっと承知していませんが、ただ報酬問題にしても、定数問題にしても、今お話のあったような経緯については、党の団長から報告を受けて承知している。定数問題が今、佐藤議員がおっしゃったような経緯をたどりながら、二つの条例案が出てきている。これに議論参加をさせていただいて、私どもが定数削減をすべきでないということと、それから議会のあり方、市民との関係において、その議論の経過の中で、市民に提案する形で、議会の場を通じて、一緒に新たな提案をさせていただきながら議論に参加をしてきたというのが事の経過です。

それから、御質問のあった議員報酬については、審議会にゆだねよというのは、基本的には私はわかります。ただ、各会派代表者会議において、それから検討会議において、議員報酬を削減するときに議論になったというふうに聞いておりますけれども、みずからが議会側が削減をするというときには審議会を要しないでいいというのが一つの扱い方といいますか、そういうことで、あのおときも審議会をくぐらないで、各党合意で5パーセント削減、直ちにやろうではないかというふうになったわけです。ですから、今回もいろいろな意見があるとは思いますが、私たちには、どこから後ろ指を指されるというようなそういうところはありませんから、ですから本当に2パーセント上積み削減、これはだめだというのなら、バツをつけてください。2パーセント削減、みんなでやろうではないかとおっしゃるのなら丸をつけてください。手当の2割加算、これはやはりやめたらいいと思うのであれば、ぜひ力を合わせませんか。引き続き欲しいというのならバツをつけてください。それだけのことです。

佐々木(勝)委員

どうやれば市民にわかりやすいかというテーマの部分だから、なかなか市民がわかりづらいとか、それは議会が持っている、議員が抱えている。先ほどの20パーセント加算がありますというような問題があります。なぜ議員は報酬か。給料ではないのですよね。だから、これも市民にはわかりづらい、議員の数が多い、金をもらいすぎているのではないかと、こう言うのですね。こういう議論の場を通して議会の果たす役割、議員の使命、そういうものが少しずつわかってきたのではないのかと。また、わかるように我々が発信をしていたかということ、そうではないという部分はあると思うのです。今回、代表質問の中にも栗山町議会の事例が出ていて、それらしいような雰囲気でのこの特別委員会が進む感じになっていますけれども、これでもいわゆるかつての議会活性化委員会を立ち上げて、その中でおおむね一生懸命やってきた中では、開かれた議会、審議の充実、そして残ったテーマが議員の資質ということにかかっているわけです。この議論は、これは我々サイドでももっともっとなければならないということだというふうに思います。それで、今回当てられた課題については、やはり選択し、集中しなければならないのだろうというふうに思います。それで、投げかけられている議員定数の問題については、いわゆる二つ案が今回自民党の勇気ある決断ではないですけれども、本当に議会の流れを十分配慮しながら考えをまとめて、一つの方向性を出したという。私たちの方は、最初から初めは2名ないし4名という話を、いろいろな複雑な問題が絡みますから十分議論する中で一つの方向性を、みんなで一致できるそういう方向に向かって努力したという経過はありますけれども、そういう事態が条例提案という形になっていますから、そういう面で考えれば、前回4名減の方に、私の考え方の基本は、人口問題は別に私の方はちょっと置きまして、財政規模で身の丈に合ったやはり議員の数は考えていかなければならないのではないかと、こういうことで基本をとらえていますので、明日もう一回特別委員会がありますので、その辺で意見を集中させていきたいと思っております。以上で終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。